

## 秋田藩の助郷制度に関する覚書

新堀道生\*

### はじめに

宿駅伝馬を村方の人馬役によって補う助郷制度については、すでに幾多の研究がなされているが、秋田藩のそれについては、いまだ体系的な研究成果をみていない。筆者は平成二〇年度秋田県立博物館企画展「あきたの街道を歩く」の準備作業のため、秋田県内の関連史料の所在を調査する機会を得た。本稿はそのさい得た知見をもとに、おもに一八世紀以降の秋田藩の助郷制度について素描を試みたものである。なお、当地域の史料では助郷を加郷とよび、助郷が供する人馬を加人馬ないし加伝馬・歩夫、宿駅の継立の機構や宿場のことを駅場ないし駅とよぶことが多いが、ほぼ同義とみられるので本稿では特に区別せず用いることにする。

### 一 近世前期の状況

秋田藩では藩主の通行時を中心に村々から人馬を徴発する助郷制度があった。それがいつ始まったのかは判然としない。後述するように、享保期が画期となったようであるが、それ以前から宿駅に在郷の人馬を供出することは行われていた。

『梅津政景日記』元和四年（一六一八）三月六日条に駄賃などについて定めた箇条があり、そのなかに「上下之衆つとひ候ハ、其町之隣（隣）郷之馬を頼候ても早々可相通候」とある<sup>(1)</sup>。これは「頼」むという言い方なので、在郷への強制的な賦課ではないかも知れないが、

ともかくも在郷の馬を宿駅に充当するよう令している。

「久保田大町三丁目記録」にみえる延宝元年（一六七三）の「御伝馬町定り之事」には、約五十か村の村名と銭高の列挙がみえ、久保田の宿場へ周辺の村から出銭していたとみられる<sup>(2)</sup>。いずれも久保田周辺の、現秋田市に位置する村々である。参勤交代のごとく大量の人馬を要する通行においては、宿駅単独の負担では間に合わなかったであろうから、周囲の村に転嫁することは早くからあったと思われる。

天和三年（一六八三）以前のことであるが、八沢木村は「加伝馬・歩夫」を刈和野駅につとめており、秋田藩の参勤では伝馬九〜一〇匹、歩夫八〜九人、弘前藩のばあいは伝馬八〜九匹、歩夫四〜五人を負担していたが、遠路であるため角間川駅への詰め先の変更を願ひ出た。訴状によれば、刈和野まで五里半あるため、八沢木村から直接詰めることは困難で、あちこちで馬を高値で雇うため郷中が疲弊すると述べている<sup>(3)</sup>。この事例からすれば、特定の宿駅に特定の助郷が指定されており、かつそれが恒常的な制度として存していたことが明らかである。

貞享四年（一六八七）七月、秋田藩主の帰国にさいし、昨年の不作により領内百姓が伝馬をつとめるのが困難であるとの理由で、現山形県の尾花沢以北は、用の無い供の者を先に帰国させることとした<sup>(4)</sup>。助郷は、大規模な通行で宿駅が負担しきれない人馬数を村々に割り振るのであるから、行列を分散して通行すれば、助郷の負担は軽くなる。ここでは不作が理由となっており、広範囲にわたって農村から人馬を徴発していたことがうかがえる。

以上から、秋田藩では天和期以前に助郷の設定が行われたと考えら

\* 秋田県立博物館

れるが、その開始時期については不明である。

## 二 享保・天保期における助郷の規模と分布

### (一) 享保・天保期の助郷一覧

秋田藩の助郷を総覧しうる史料はあまり豊富ではない。羽州街道の宿駅である六郷の駅場肝煎が記した「御伝馬除屋舖駅場方品々龜鑑」(以下「品々龜鑑」と略す)に、藩領南部の数駅に付属された助郷について、享保一七年(一七三二)と天保一二年(一八四一)前後の助郷一覧が収載されている。享保一七年については大曲・六郷・横手、天保期は境・神宮寺・大曲・六郷の各宿駅の助郷リストである(5)。これを表に示したのが【表1】と【表5】である。

なお、享保度のものは次節でも検討する「加伝馬・歩夫割帳」に収載されたものである。大曲駅の助郷リストは享保一七年公定のもの元文六年(一七四一)に改訂されたリストである。天保期の助郷リストの年代は、それが後述する天保一一年と二年の加郷割に対応するリストであることから、天保一二年頃のものと考えられる。うち大曲・六郷については、天保一二年に助郷を相互に交換した前後のものであるから、それぞれ天保一一年、一二年の現状を示すものである。史料には数値の合計の不一致や、誤記と思われる部分もあるが、表ではおおむね史料の記載のままとした。天保度のリストは、記された高が割付高なのか、それとも村高なのか明記されていないが、その点は別の史料にみえる村高と比較して筆者が判断した。

### (二) 助郷の規模

【表1】と【表5】によると、各宿駅に割付高で一、二万石、村数で一五〇七九カ村の助郷が付属されていた。このように高や村数でみると宿駅ごとの差が大きい。ただし、享保・元文度のリストの総人馬数の集計をみると、大曲が四〇〇人・四〇〇匹、六郷が四〇〇人・四

〇八匹、横手が四〇〇人・五〇〇匹であり、計画的に一定の人馬数を確保せんとしたことが明らかである。

各村の負担はいずれも石高で示されている。高割で助郷に人馬を割りつけていたからであろう。そのことは本稿でみる助郷課役の個別事例からも裏付けられる。

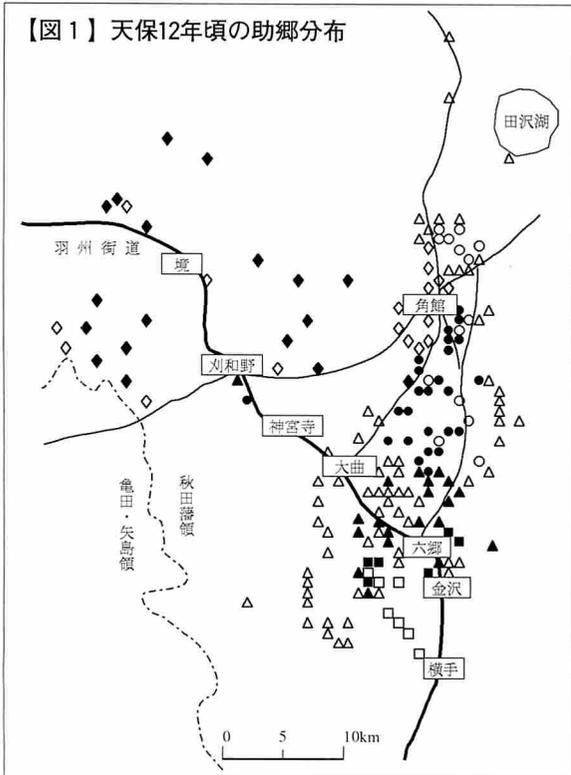
享保期と天保期を比較できるのは大曲・六郷のみであるが、大曲ではNo.64以降の二七か村が増加し、一か村が減少している。その加除の理由は明らかでない。六郷では、天保一二年に実施された大曲との助郷交換をのぞけば変動はなく、割付高合計も享保度の一万一五七九石に対して、天保度は一万一五七八石とほぼ同一である。なお、大曲との助郷交換後、六郷ではそれによって増加した高を大曲に割り返す措置をとっており、助郷高の一定化が図られている。

### (三) 助郷の種類

秋田藩の助郷には、定助郷・加助郷などの区別はみられない。ただし、村により免除率の差がある。すなわち、村高から一定の割合を免除して、残りを課役の割付高とするのである。表によれば三分の一、二分の一、三分の二、四分の三免除という四段階の免除がある。そのほか、伝馬を免除され歩夫のみ負担する村と、伝馬・歩夫ともに免除される村、つまりまったく負担のない村がある。また、特殊な理由で、たとえば【表5】No.51と55、No.61のごとく、特定の役務をつとめる代わりに伝馬・歩夫とも免除される例がある。まったく負担のない村を、助郷のリストに加えた意図は不明であるが、一定範囲の村々を助郷に振り分ける都合から、形式的にリストに加えたのであろうか。

このように段階的な役免除があり、過半数の村は何らかの免除が与えられていた。いっさい免除のない村は、村数で全体の四三%にとどまる。二分の一以上を免除される村は、享保度で三六%、天保度で四四%にのぼる。

役免除の理由は、明記された限りにおいては遠路を理由とする村が



【図1】天保12年頃の助郷分布

典拠：「御伝馬除屋舗駅場方品々亀鑑」（美郷町学友館所蔵）  
 凡例：◆=境の助郷 ●=神宮寺の助郷 ■=六郷の助郷  
 ▲=大曲の助郷 白抜きは課役一部ないし全部免除

最も多い。事実、役免除の村は宿駅から遠いところが多い。ただし、天保度の大曲の助郷（表4）のうちNo.73～84は、大曲近郊の村であるにもかかわらず二分の一免除となっているから、距離だけで免除を決めた訳ではなさそうである。

享保・天保度に共通する村について、免除率を比較すると、誤記とみられる一例をのぞいて変化がない。前項でみたように宿駅ごとの総人馬数は四〇〇人・四〇〇匹規模を確保できるように計画されているが、それは各村の免除率の固定を前提としている。免除率は計画的に設定され、かつ固定的なものであった。

なお、【表4】の天保度の大曲の助郷には、「倍銭」という注記がしばしばみられる。倍銭記載がある村は例外なく役免除となっているから、それに関係する用語と思われるが、今のところ意味を明らかにできない。

#### （四）助郷の分布

同じ史料から天保一二年頃の境・神宮寺・大曲・六郷各駅の助郷の分布を示したのが【図1】である。

このうち大曲・六郷は盆地に位置し、周囲に多数の村があることから、助郷も比較的近辺に集まっている。ほかの宿駅は近辺に村が少なく、かなり遠方まで助郷が分布している。角館周辺の村々は、どの宿駅からも遠く、あたかも機械的に各宿駅に配分されたかのようである。角館以遠の村は一例をのぞいて三分の二免除ないし馬役免除となっている。上桧木内村（表4 No.42）にいたっては、直線距離で約40km離れた大曲の助郷となっている。

こうした遠方の村が助郷に加えられたことからみると、むしろ助郷ではない村のほうが少なかったのではないか。すべての助郷が判明した訳ではないから確言できないが、たとえば天保期の仙北郡では、同郡一八一か村のうち一五九か村が、前掲の助郷リストに現れる。残り二二か村（村高約一万二〇〇石）も、刈和野駅の助郷であった可能性がある。というのは、後掲【表6】によれば天保期刈和野の助郷高は一万四〇〇石前後で、石高がほぼ照応するからである。

以上、本節では助郷の規模や分布から助郷制度についてみた。それによれば、秋田藩の助郷役は、街道近辺に限られた役とは言い難く、広範囲にわたって助郷が指定されている。主に遠方であることを理由に、一部役免除が与えられ、高割で各宿駅に四〇〇人・四〇〇匹規模の人馬を配備できるよう、計画的に助郷が配置されていた。こうした助郷編成が、享保から天保にかけて大きな変化が無かったかどうかといえ、免除率が不変であることや、六郷で助郷高の一定維持が図られていることからみて、制度的な枠組みは基本的に変化しなかったのではなからうか。

【表2】神宮寺の助郷 天保12年頃

No.	村名	※ (石)	高 (石)	免除高	割付高 (石)
1	横堀村	1075	1075		(同左)
2	沖郷村	1107	1107		〃
3	斎内村	830	830		〃
4	野口村	310	310		〃
5	梁場新田村	27	33	少郷故加伝馬御免	33
6	駒場村	793	793		(同左)
7	村杉村	371	253		〃
8	大蔵村	341	341		〃
9	今泉村	354	354		〃
10	中里村	258	258		〃
11	宮内村	155	155		〃
12	鍵見内村	1430	1130		〃
13	横沢村	473	354		〃
14	今宿村	364	364		〃
15	黒土村	652	499		〃
16	八幡林村	612	612		〃
17	釣田新田村	288	288		〃
18	上花園村	156	156		〃
19	下花園村	386	386		〃
20	遠藤新田村	54	54		〃
21	桜田村	216	216		〃
22	下桜田村	355	355		〃
23	野田村	159	159		〃
24	館郷村	412	412		〃
25	袴田村	261	261		〃
26	金鏡村	184	184		〃
27	長楽寺村	140	140		〃
28	谷地乙森村	172	172		〃
29	北檜岡村	825	825		〃
30	神宮寺村	1667	1666		〃
31	小測野村	582		(2/3)	194
32	上荒井村	729		〃	243
33	鎌川村	246		〃	82
34	西荒井村	215		〃	72
35	上宮田村	142		〃	48
36	梅沢村	461		〃	154
37	国館村	420		〃	140
38	葛川村	143		(1/2)	72
39	米沢新田村	366		〃	183
40	野中村	426		〃	213
41	元本堂村	560		〃	280
42	東長野村	378		〃	189
43	国見村	1026		〃	513
				計	2416

典拠：表1に同じ

【表1】～【表5】凡例

- ・史料中の漢数字はアラビア数字に直し、作成者の注記は丸括弧内あるいは備考欄に記した。
- ・免除高欄の1/2、1/3などの比率は筆者が計算した数値である。
- ・※欄には比較の便のため『秋田県の地名』（平凡社、1980）巻末表により、享保16年（1731）「領分付出羽国秋田領郷帳」にみえる石高を示した。

【表1】境の助郷 天保12年頃

No.	村名	※ (石)	高 (石)	免除高	割付高 (石)
1	稲沢村	371	371		(同左)
2	福部羅村	25	25	少郷故加伝馬御免	25
3	赤平村	383	381		(同左)
4	舟ヶ沢村	69	69		〃
5	高岡(岳)村	201	201		〃
6	佐手子村	212	212		〃
7	種沢村	876	876		〃
8	平尾鳥村	674	674		〃
9	小種村	605	605		〃
10	中淀川村	768	768		〃
11	下淀川村	641	681		〃
12	今泉村	332	332		〃
13	心像村	628	628		〃
14	小杉山村	417	417		〃
15	上淀川村	465	465	内17石加伝馬御免	(448)
16	西長野村	853	853		(同左)
17	荒川村	542	542		〃
18	岩見村	722	722		〃
19	三内村	807	807		〃
20	船岡村	994	994		〃
21	雲然村	513		(1/2)	257
22	半道寺村	736		(?)	596
23	小勝田村	297		(2/3)	99
24	小館村	91		〃	31
25	勝楽村	231		〃	77
26	角館城廻村	307		〃	103
27	川原村	607		〃	203
28	角館本町村	59		夫壱人但し馬ハ割合不致(2/3)	20
29	角館(東)前郷村	602		(2/3)	201
30	相川村	764		川こし故加伝馬御免	764
31	戸賀沢村	232		川こし故加伝馬御免	232
32	下鶯野村	502		(1/2)	251
33	上鶯野村	642		〃	321
34	下延村	203		〃	102
35	八割村	220		〃	110
36	田中村	204		(2/3)	68
37	長野村	1269		〃	423
38	境村	198		〃	198
				計	14641
39	大張野村	22		少郷故加伝馬・歩夫御免	22

典拠：「御伝馬除屋舗駅場方品々亀鑑」（美郷町学友館所蔵）

【表3】六郷の助郷

No	村名	※ (石)	享保17年						天保12年					
			高 (石)	免除高	割付高 (石)	蔵地 (石)	給地 (石)	馬 (疋)	歩夫 (人)	備考	高 (石)	免除高	割付高 (石)	備考
1	金沢東根村	1059	1059		(同左)	74	985	18	26		1059		(同左)	
2	金沢西根村	2465	2465		〃	8	2457	41	61		2465		〃	正役夫馬に成
3	金沢新西根村	1063	1063		〃	91	972	18	26	給地962石とあるが修正	1063		〃	
4	金沢中野村	915									914		〃	正役夫馬に成
	〃		147		〃	6	141	3	4		147		〃	
5	金沢中野新田村	109	109		〃	12	91	2	3		109		〃	正歩夫馬にて勤
6	飯詰村	1490	1490		〃	5	1485	25	37		1490		〃	
7	六郷東根村	1782	1782		〃	183	1599	30	44		1782		〃	
8	金沢本町村	70									70		〃	正歩夫馬にて勤
9	六郷川内池村	986									2458		〃	本田 正歩馬にて勤
	〃		123		〃	-	-	2	3		123		〃	開
10	六郷高野村	743												
	〃		81		〃	-	-	1	2		81		〃	開
11	六郷本館村	732	8		〃	-	-	0	0	小高ゆえ御免				
12	二本柳村	68	68		〃	17	54	1	2		68		〃	
13	下堺村	1087	1087	(1/3)	725	2	723	12	18	遠路御免	1087	(1/3)	725	
14	杉目村	300	300	〃	200	31	169	3	5	〃	300	〃	200	
15	上堺村	1139	1139	〃	760	14	746	13	19	〃	1139	〃	760	
16	安本村	300	300	〃	200	95	105	3	5	〃	300	〃	200	
17	百万苧村	302	302	〃	202	97	105	3	5	〃	302	〃	202	
18	黒川村	1657	1657	〃	1105	57	1048	19	28	〃	1657	〃	1105	
19	千屋村	1443	-	-	-	-	-	-	-	-	(1/2)	722	天保12年大曲加郷より六郷加郷へ変更	
20	中野村	385	-	-	-	-	-	-	-	-		385	〃	
21	金沢前郷村	1657	-	-	-	-	-	-	-	-	(1/2)	829	〃	
22	金沢寺田村	806	-	-	-	-	-	-	-	-	〃	403	〃	
23	野荒町村	218	-	-	-	-	-	-	-	-		228	〃	
小計			13180	1601	11579			194①	288②		計1万7578石(割付高) 内5999石、天保12年3月大曲加郷へ渡 残り1万1578石 六郷駅加郷割高			
他 六郷3カ村			2246石		御伝馬141疋									
金沢本町村			御伝馬高70石		40疋									
金沢中野村			御伝馬高767石		30疋									
計214疋～③			うち六郷駅三カ村61疋		寛保2年11月免除									
六郷3カ村			歩夫96人		(2246石799)									
金沢本町村			6人		(御伝馬高70石442)									
金沢中野村			10人		(御伝馬高767石5)									
計112人～④														
〃惣馬408疋			①+③		惣歩夫400人		②+④							

典拠：表1に同じ

No	村名	※ (石)	元文6年改定							天保11年				
			高 (石)	免除高	割付高 (石)	蔵地 (石)	給地 (石)	馬 (疋)	歩夫 (人)	備考	高 (石)	免除高	割付高 (石)	備考
46	八沢木村	681	681	〃	171	171	0	2	3	170石保呂羽山御寄進、340石遠路御免	683		(173)	170石保呂羽山御寄進、340石遠路御免 三倍銭取人馬共直詰
47	田村	899	899	〃	450	357	93	7	7	449石遠路故御免	899	(1/2)	(450)	449石遠路御免
48	阿気村	2225	2225	(1/3)	1484	7	1477	23	25	741石〃	2225	(1/3)	(1504)	721石〃
49	十日町村	570	570	(1/2)	285	-	-	4	5	285石〃	570	(1/2)	(285)	284石〃
50	平柳村	111	111	〃	56	41	15	3	1	55石〃	111	〃	(56)	55石〃
51	坂井田村	1066	1066	〃	533	0	533	8	9	533石〃 給分	1066	〃	(533)	533石〃
52	宮田村	445	445	〃	223	-	-	3	4	222石〃	445	〃	(223)	222石〃
53	大森村	1230	1230	(3/4)	308	0	308	5	5	922石〃 給分	1230	(3/4)	(308)	922石〃
54	二井田村	413	413	(2/3)	139	2	137	2	2	274石〃 給分(ママ)	-	-	-	
55	猿田村	350	350	〃	118	0	118	2	2	232石〃 給分	-	-	-	
56	松田新田村	137	137	(1/2)	69	0	69	1	1	68石〃 給分	137	(1/2)	(69)	68石遠路御免
57	土崎村	865	865		(同左)	44	821	13	14		865		(同左)	
58	本堂城廻村	1060	1060		〃	273	787	16	18		1060		〃	
59	八日市村	117	117	(1/2)	59	3	56	1	1	58石〃 割付高29石を59石に修正	-	-	-	
60	椿村	518	518	〃	259	13	246	4	4	259石〃	-	-	-	
61	柏木田新田村	198	198	〃	94	11	88	2	2	99石〃	-	-	-	
62	栗沢村	249	249	〃	125	0	125	2	2	124石〃 給分	-	-	-	
63	小沼村	85	85	〃	43	0	43	1	1	42石〃 給分	-	-	-	
			計		計									
			29029		18140					10889石 馬歩夫御免				
64	藤木村	1119	惣馬	400疋	(内加郷の馬256疋)						(1/2)	560	夫斗直詰、馬倍之銭	
65	刈和野村	628	内50疋	神宮寺へ大渡り、屋形様御上下御渡野并								627	〃	
66	戸地谷村	793	惣歩夫400人	(内大曲村有歩夫50、高関下郷村歩夫49)							(1/2)	397	〃	
67	板見内村	1138									〃	569	〃	
68	宮林新田村	258									〃	129	人馬共二倍之銭	
69	中田新田村	591									(?)	90	〃	
70	内小友村	1769									(?)	830	〃	
71	大曲西根村	991									(1/2)	496	〃	
72	蛭川村	85									〃	43	〃	
73	高梨村	1761									〃	881	〃	
74	戸蒔村	327									〃	164	〃	
75	新谷地村	389									〃	195	〃	
76	長戸呂村	126									〃	63	〃	
77	福田村	299									〃	150	〃	
78	弘田村	904									〃	452	〃	
79	橋本村	877									〃	439	〃	
80	飯田村	603									〃	302	〃	
81	小貫高畑村	773									〃	387	〃	
82	東川村	190									〃	95	〃	
83	萩目村	112									〃	56	〃	
84	上深井村	333									〃	167	〃	
85	佐野村	414									〃	207	〃	
86	堺田村	419									〃	210	〃	
87	天神堂村	471									〃	236	〃	
88	畑屋村	1053										396	〃	
89	羽貫谷地村	401									(1/2)	201	〃	
90	松倉村	51										51	馬御免、夫倍之銭	
			計									14036		

典拠：表1と同じ

【表4】大曲の助郷

No	村名	※ (石)	元文6年改定							天保11年					
			高 (石)	免除高	割付高 (石)	蔵地 (石)	給地 (石)	馬 (疋)	歩夫 (人)	備考	高 (石)	免除高	割付高 (石)	備考	
1	鎗田村	324	324		(同左)	2	322	5	5		324		(同左)		
2	上野田村	290	290		〃	13	277	4	5		290		〃		
3	宝門清水村	96	96		〃	0	96	1	2		96		〃		
4	川目村	160	160		〃	88	72	2	3		160		〃		
5	羽見内村	108	108		〃	0	108	2	2		108		〃		
6	逆高野村	315	315		〃	7	308	5	5		315		〃		
7	岩野町村	554	554		〃	32	522	8	9		554		〃		
8	野中村	134	134		〃	1	133	2	2		134		〃		
9	中野村	385	385		〃	1	384	6	6		385		〃		
10	六郷西根村	663	523		〃	3	520	8	9		523		〃		
11	下深井村	312	453		〃	2	451	7	8		453		〃		
12	野荒町村	218	218		〃	0	218	3	4		218		〃		
13	高関下郷村	1614	956		〃	6	950	15	16				〃		
14	安城寺村	598	598		〃	199	399	9	10		598		〃		
15	小荒川村	183	183		〃	12	171	3	3		183		〃		
16	(門目村)	258	368		〃	12	356	6	6		368		〃	村名記載欠如、石高により確定	
17	根田谷地村	67	67		〃	33	34	1	1		67		〃		
18	金沢寺田村	806	806 (1/2)		403	3	400	6	7	403石遠路故御免	806 (1/2)	(403)	403石遠路御免		
19	川口村	421	421		〃	211	6	205	3	3	210石〃	421	〃	(211)	210石遠路御免、三倍銭取、人馬共直詰
20	永代村	107	107		〃	54	2	50	1	1	53石〃	107	〃	(54)	53石〃
21	大神成村	278	278		〃	139	23	116	2	2	139石〃	278	〃	(139)	139石〃
22	太田村	473	473		〃	237	8	229	4	4	236石〃	473	〃	(237)	236石〃
23	黒沢村	186	186		〃	93	0	93	1	1	93石〃	186	〃	(93)	93石〃
24	大坂新田村	165	165		〃	83	0	83	1	1	82石〃	165	〃	(83)	82石〃
25	千屋村	1443	1443		〃	722	1	721	11	12	721石〃	1443	〃	(722)	721石遠路御免
26	金沢前郷村	1657	1657		〃	829	5	824	13	14	828石〃	1658	〃	(828)	870石〃
27	白岩広久内村	298	298		〃	149	45	104	2	2	149石〃	298	〃	(150)	148石遠路御免、三倍銭取、人馬共直詰
28	白岩堂口村	59	59		〃	30	15	14	0	0	29石〃	-	-	-	但加伝馬歩夫とも割合不出
29	白岩前郷村	306	306		〃	153	67	86	2	3	153石〃	306 (1/2)	(153)	153石遠路御免、三倍銭取、人馬共直詰	
30	西明寺村	469	469 (2/3)		157	79	78	2	3	312石〃	469 (2/3)	(157)	312石〃		
31	門屋村	490	490		〃	164	172	2	2	3	326石〃	490	〃	(164)	326石〃
32	院内村	167	167		〃	56	1	55	1	1	111石〃	167	〃	(54)	113石〃
33	下宮田村	84	84		〃	28	23	5	0	0	56石〃	-	-	-	但加伝馬・歩夫共二割合不出
34	山谷川崎村	243	243		〃	81	70	11	1	1	162石〃	242 (2/3)	(82)	160石遠路御免、三倍銭取、人馬共直詰	
35	荒川尻村	555	555		〃	185	134	51	3	3	370石〃	560	〃	(185)	375石〃
36	若松新田村	145	145		〃	49	36	13	1	1	42石〃	145 (?)	(59)	86石〃	
37	卒田村	465	465		〃	155	142	13	2	3	310石〃	465 (2/3)	(155)	310石〃	
38	小山田村	690	690		〃	230	221	9	4	4	460石〃	690	〃	(230)	460石〃
39	熊野林村	160	160		〃	54	40	14	1	1	106石〃	160	〃	(54)	106石〃
40	小神成村	421	421 (1/2)		211	3	208	3	3	3	210石〃	421 (1/2)	(211)	210石〃	
41	潟村	69	69		(同左)	7	62	0	1	1	遠路故加伝馬御免	69		(69)	加伝馬御免、夫斗三倍銭取
42	上桧木内村	335	335		〃	305	30	0	6	〃	〃	335		(335)	〃
43	下桧木内村	800	800		〃	580	213	0	13	〃	〃	800		(800)	〃
44	大曲村	251	17		〃	-	17	0	0	0	小高故加伝馬・歩夫御免	-	-	-	
45	袴形村	769	769 (1/2)		385	0	385	6	6	6	384石遠路故御免	769 (1/2)	(385)	384石遠路御免	給分

No	村名	※ (石)	高 (石)	免除高	割付高 (石)	蔵地 (石)	給地 (石)	馬 (疋)	歩夫 (人)	備考
56	矢神村	103	103		35	1	34	0	-	68石遠路故御免 遠路故加 伝馬御免
57	八柏村	598	598		(同左)	45	553	11	9	
58	小出村	124	124	(1/3)	83	-	-	2	1	41石遠路故御免
59	浅廻村	2997	2997	(1/2)	1499	839	660	28	23	1498石脇手伝馬所・遠路御免
60	上溝村	1039	1039	(2/3)	347	31	316	6	5	692石遠路故御免
61	塚堀村	196	196					0	0	当清水御掃除仕候付先年よ り加伝馬・歩夫共御免
		計	27252		19503					7249石加伝馬・歩夫共御免
			内		19468					此馬358疋 (①)、歩夫302人 (②)
					35					此歩夫1人 矢神村遠路故加伝馬御免
										馬142疋 横手町有馬、但御伝馬高1228石9斗4升6合 ~③
										内84疋 四日町
										58疋 大町
										歩夫97人 有夫 ~④
										内59人 四日町
										38人 大町
										惣馬合 500疋 (①+③)
										惣歩夫合400人 (②+④)

典拠：岩屋朝徳氏所蔵「平鹿郡横手加伝馬・歩夫割帳」

【表5】横手の助郷 享保17年

No.	村名	※ (石)	高 (石)	免除高	割付高 (石)	蔵地 (石)	給地 (石)	馬 (疋)	歩夫 (人)	備考
1	大屋寺内村	420	363		(同左)	70	293	7	6	
2	大屋新町村	418	418		〃	8	410	8	6	
3	大沢村	333	333		〃	38	295	6	5	
4 5 11	土淵・平沢・筏・南 郷・三又・黒沢・大 松川・丹波村	1131	1132		499	349	150	9	8	633石横手御城廻り土手草刈 人足出、小松川村御番所馬 出候故加伝馬歩夫共御免
12	婦気大堤村	296	296		(同左)	16	280	6	5	
13	赤坂村	620	620		〃	141	479	11	10	
14	安田村	317	317		〃	28	289	6	5	
15	新藤柳田村	582	582		〃	38	544	11	9	
16	赤川村	148	148		〃	0	148	3	2	高48石とあるが修正
17	静町村	278	278		〃	11	267	5	4	
18	下樋口村	694	694		〃	17	677	13	11	
19	上吉田村	1093	1093		〃	29	1064	20	17	
20	三本柳村	482	482		〃	3	479	9	7	
21	上樋口村	657	657		〃	27	630	12	10	
22	杉沢村	684	539		〃	78	461	10	8	
23	七日市村	230	230		〃	5	225	4	4	
24	猪岡村	449	449		〃	30	419	8	7	
25	深間内村	288	288		〃	25	263	5	5	
26	八幡村	682	682		〃	6	676	13	11	
27	横手前郷村	649	649		〃	58	491	12	10	
28	上八丁村	401	401		〃	1	400	7	6	
29	関根村	394	394		〃	2	392	7	6	
30	明永野村	169	169		9	5	4	0	0	160石横手給人手作高故加伝 馬・歩夫共二割合不出
31	見入野新田村	43	51		(同左)	35	16	1	1	
32	三原新田村	157	157		〃	19	138	3	2	
33	清水町新田村	289	289		〃	5	284	5	4	
34	下八丁村	573	573		〃	1	572	11	9	
35	下吉田村	485	485		〃	25	460	9	8	
36	桜森村	254	254	(1/2)	170	0	170	3	3	84石遠路故御免
37	大塚村	475	475	(1/3)	317	43	274	6	5	158石遠路故御免
38	砂子田村	241	241	〃	161	0	161	3	3	80石遠路故御免
39	外目村	454	454		(同左)	113	341	8	7	
40	東石塚村	102	102	(1/3)	68	0	68	1	1	34石遠路故御免
41	谷地新田村	613	613	〃	409	-	-	8	6	204石遠路故御免
42	西石塚村	282	282	〃	188	0	188	4	3	94石遠路故御免
43	中吉田村	841	841	〃	561	16	545	10	9	280石遠路故御免
44	南形村	275	275	〃	184	0	184	3	3	91石遠路故御免
45	客殿薊谷地村	183	183		(同左)	16	167	3	3	
46	下川原村	192	192	(1/3)	128	0	128	2	2	64石遠路故御免 高92石と あるが192に修正
47	今宿村	629	629	(1/2)	315	-	-	6	5	脇手伝所314石遠路故御免
48	薄井村	1479	1479	(1/3)	986	1	985	18	15	493石遠路故御免
49	東里村	760	760	〃	507	-	-	9	8	253石遠路故御免
50	沼館村	1002	1002	(2/3)	334	130	204	6	5	脇手伝所668石遠路故御免 割付高1134石とあるが修正
51	道地村	330	330		0	0	330	0	0	「右ハ六郷伊賀守様・岩城河内 守様御通之節、大沢村詰相勤候 二付加伝馬・歩夫共御免」
52	深井村	415	415		(同左)	9	406	0	0	同断
53	柏木村	373	373		〃	-	-	0	0	同断
54	造山村	202	202		〃	3	199	0	0	同断
55	西野村	324	324		〃	42	282	0	0	同断

## 三 享保期における助郷制度の整備

## (一) 享保一七年「加伝馬・歩夫割帳」

秋田藩の助郷の初発時期は明らかでないが、本節でみる史料によれば、その制度的な確立は享保期を画期とするようである。

享保一七年（一七三二）、秋田藩領を南北に貫く羽州街道のうち城下町久保田以南の一一駅に、「加伝馬・歩夫割帳」と題する助郷の基礎台帳が交付された。筆者が実見したのは、そのうち六郷・大曲・横手のものである<sup>(6)</sup>。ほかに久保田・戸島・境・刈和野・神宮寺・湯沢・院内・花館ないし金沢の各宿駅に交付されたと推測されるが、今のところ実物を見いだせない。

その体裁は、まず表紙に次のようにある。

享保十七年 久保田より院内迄本道拾壹冊之内

仙北郡六郷三ヶ村加伝馬・歩夫割帳

子二月 御検地役

これは六郷分の表紙である。同様に横手分については、

享保十七年 久保田より院内迄本道拾壹冊之内

平鹿郡横手加伝馬・歩夫割帳

子二月 御検地役

とあり、まったく同じ体裁である。大曲分も同様である。

そして、右の表紙につづいて、次のような箇条がある。ここでは横手分のものを掲げる。

## (A) 江戸御上下并御渡野御供中卯時被貸置候御定之覚

一、高千石より上者三人、外二下宿之数次第壹宿二老人宛相渡可申候

千石より下御扶持方取二至迄、老人宿二老人宛之事

一、同宿三人二而卯時老人、同宿三人より上者三人宛之事

一、御走・御鷹匠壹宿二卯時老人宛、外二笠持老人渡可申事

一、御茶屋之者二も右同断、外二御道具運等小遣夫老人被貸置候事

一、御足軽・御小人壹宿二老人宛相渡可申事

一、御鷹犬式正二卯時老人宛之事

薪被渡候定

一、納釜木壹釜割木ニして三百五拾四束、但壹尺結繩ニ而

一、老人二付右結繩ニ而式束宛之事

右者元禄七戌年御割直帳ニ、酉年より御勘定所定之由有之候

## (B) 一、高三百六拾三石 大屋寺内村

内七拾石 御蔵分

内式百九拾三石 給分

此馬七疋 歩夫六人

(中略 助郷の書き上げ)【表5】参照

## (C)

一、右割付之加伝馬・歩夫不足有之時者、御伝馬所江近キ在所、又者村々之割付二応、割加為出可申候

附、万一右之馬・歩夫多候節者、割付二応遠方之村々ニ而残可申事

一、屋形様御上下・御渡野并津軽土佐守様御上下之節、加伝馬帳ニ記置

候御伝馬所ニ有人馬無残引渡、老人壹疋も人馬無之候ハ、村々寄郷之

加入馬可被相渡候、加伝馬所之有人馬之内病人・病馬等有之段、郷人

申候共、雇候而も御定之人馬出シ申筈ニ候間、老人壹疋も不足不仕候

様ニ可申付候、其所之有人馬無残払、寄郷之加入馬被相渡候ハ、寄郷

之内ニも御伝馬二者御蔵郷之加入馬被相渡、駄賃二者給郷之加入馬可

被相渡候

一、御登之節・御渡野御供中、院内より罷帰之節とも、右加伝馬之内ニ

而可被相渡候、以上

## (D) 覚

一、御上下之節、馭場江加郷之人馬相詰候儀、其所之勝手ニ寄、代銭ニ而相勤度村者馭場江相對すへし、然者馭場勤者伝馬之外加郷之人馬迄令才覚間、其所之定賃錢一倍を以相頼へし、尤伝馬奉行・支配御目附相勤ル於役所代錢請取へし

一、御用歩伝馬大方之員數書付、伝馬奉行江相渡候間、右書付ニ準シ指考、伝馬奉行・支配御目附加郷可申渡、若御用残り人馬多きか、又ハ前後之馭場ニ不応、入方過分ニ候ハ、追而子細可及吟味候間、馭場村々ともニ都而過割付無之様ニ可相心得候

一、賃夫・賃馬之代錢者、馭場ニ而加郷之人馬相頼、且勤方辛勞も有之ニ付、其所江被下候之間、伝馬奉行・支配御目附加郷ル役所江集置、右兩役員數見届候上、馭場江可相渡候

右之通り可被相心得候、以上  
(享保一五年)  
 戌九月

## (E) 覚

## 御伝馬渡役

一、江戸御上下之節并津軽殿御上下之節、伝馬渡役所江支配御目附近年被差出候所、其場所江被指出候儀、向後被相止、不時ニ所々江被相廻候間、入用之人馬集候儀、其節之趣次第余分無之様ニ相触、兼而仰渡候馭場江相對を以頼候人馬之賃錢、前度定置候通り配分之致方見届、肝煎・長百姓加判を取り、於吟味役所ニ引合之節可指出候、以上

享保式十年  
 卯八月

各部分の内容を概括すれば、(A)は秋田藩主の参勤・鷹狩にさいして宿所で供の者へ貸す卯時ぼしとよばれる雑役夫や薪の支給に関する定めであり、(B)は助郷のリスト、(C)は助郷課役の実施要領、(D)は助郷・宿駅間の負担に関する定め、(E)は助郷が人馬を代銭納す

るさいの賃錢支払方法の定めである。本史料は各宿駅に交付されたものとみられるが、内容や敬意表現からみると、もとは郡方など藩の役人へ下達された規程であったものを集成し、宿駅に交付したものとされる。

## (二) 史料の成立年代について

内容の検討に入る前に、前掲史料中、複数の年紀がみられるので、史料の成立年代について付言しておきたい。表紙記載の年代は、現存するものはすべて享保一七年である。表題からみてこの史料の中核部分は(B)の助郷リストとそれに付随する(C)の課役実施要領であるから、(B)・(C)は享保一七年時点のものであろう。しかし、(A)は元禄六年(一六九三)に勘定所が定めたところ、(D)は戌九月とあるが、それとほぼ同文の享保一五年二月の法令が、秋田藩の宿駅関係法令集である「馭場・渡場写」(7)に収録されており、同年は成年である。よって(D)は享保一五年の法令を改めて収めたのであろう。

また、後代追加の箇条として享保二〇年の(E)がある。ほかにも部分的な後代の注記がみられる。たとえば大曲分では(B)の助郷書き上げのあとに、元文六年(一七四一)の注記が付け足されている。すなわち、

右者元文五年之秋、廻御検使丹内藤右衛門様・高久喜左衛門様・宮沢与一郎様御出被給候而、依御吟味ニ御伝馬六拾三疋之内、三拾疋御免被下、同六酉年より御上下・津軽様ともニ右之通御免被成ニ付、則加伝馬帳御出し被成下候、以上

元文六酉三月

とある。元文五年の役馬數免除を翌年以降適用するとして「加伝馬帳」を発給したというのだから、大曲の助郷リストは元文六年の修正版と

みなすべきである。六郷のものは(B)助郷リスト末尾の集計に、寛保二年(一七四二)、六郷の役馬一四一疋のうち六一匹が免除された旨の注記がある。しかし、その免除数は(B)に反映されていないから、逆に助郷リスト自体は享保一七年代階の数値であると解されるのである。

以上のように、享保一七年の「加伝馬・歩夫割帳」は、従前の令達をも収録して成立し、さらに寛保二年ころまで増補されたものである。このように後年の加筆がなされたのは、本節第七項でみるごとく本史料が後代まで参照されるべき基本台帳とされたため、表紙など原型を残したまま増補・修正を加えたものと思われる。

### (三) 人馬の用途

以下、(A)から(E)までの内容をみていきたい。

まず、助郷から集めた人馬はどのような用途に供されたのか。行列通行時の荷役に供されたのは当然として、(A)はそれとは異質な負担である。(A)は参勤交代・鷹狩の供連に貸す卯時について定めている。知行高や同宿の人数などに応じて卯時を貸し与えている。なお、この条項は文言からみて藩士に触れたものであるが、参考として駅場に写し与えたのであろう。

宿継人足ではない卯時の規定が、この助郷台帳に収載されたのはなぜかといえば、それを助郷・宿駅が負担したからであろう。第四節でみる天保期の助郷課役においても、「宿々卯時」を助郷・宿駅が負担している。それは止宿以外の宿駅でも使役される。掃除人足などとは別個のものである。(A)でも笠持ちや道具運びは卯時とは異なるとされている。これらの特徴からみて、卯時とは、休息・宿泊時の宿で周辺の雑務に使役される雑役夫であると思われる。なお、『広辞苑』(第五版)では「庖仕」の表記で「台所で水汲み・飯炊きなどに使われる男」とされる。このほか(A)では薪の支給などを定めている。

このような宿継人足、雑役夫のほかに、通行当日以外の役務もあつた。

すなわち(C)第三条によれば、藩境直前の宿駅である院内まで供をした者が、久保田に帰るときの人馬も、助郷への割付に加えられた。これは参勤交代そのものではないが、その関連用務として負担させたのであろう。次節でみる天保期の助郷課役においても、当日前後の荷物の通行が、助郷の負担となっている。逆にいえば、参勤等に関係しない平時の通行は、助郷の負担とはならなかった。

### (四) 助郷課役の適用対象

助郷人馬はどのような通行を対象に徴発されたか。(C)と(E)の箇条をみると、①秋田藩主の参勤交代、②同じく鷹狩、③弘前藩の参勤交代がおもな対象であった。ほかにとどのような機会があつたかといえは、「品々亀鑑」所収の年不詳の記事で、助郷課役の実施例として、

- 一、文化友千代様 義和公御二男 江戸御登之節 加郷割致候
- 一、天保 忠姫様 義厚公御子 江戸御登之節 同断
- 一、文化 遊行上人 御巡行之節 同断

と列挙した記事がある。これは実施例の全てではなさそうだが、このように列挙すること自体、実施対象が限定されていたことを示している。

亀田藩主の参勤交代にあたっては例年助郷課役をおこなったが、そのつど藩の許可を要したらしく、そのさいは宿駅常備の人馬ではまかなえないという理由付けが必要であった。すなわち、金沢駅では、文政三年(一八二〇)三月、亀田藩主が参勤のため金沢を通行するとき、「当駅人馬右之通御座候得は、不足之分是迄加郷被仰付」と、同駅の人馬だけでは不足するという理由から、「是迄之通加郷割合被仰付被下置」と助郷への割付の許可を願ひ出ている(8)。この論理からすれば、宿駅常備の役人馬でまかなえるのならば、助郷課役は許されなかつたのであろう。

以上から、助郷課役の適用対象は、通例は秋田藩の参勤交代・鷹狩と弘前藩の参勤交代であり、そのほか宿駅の役人馬のみでは対応できない大規模な通行があれば、宿駅から伺いのうえ実施が許可されたとみられる。

#### (五) 助郷課役の手順

(C) 第二条によれば、行列通行時には、まず伝馬所の役人馬をすべて充当し、それで足りなければ助郷（ここでは寄郷といっている）の加人馬を供する。そのさい、「御伝馬」には蔵入地の人馬をあて、「駄賃」には給地の人馬をあてるとしている。

(D) 第二条によると、必要な人馬のおよその数が、あらかじめ藩の伝馬奉行に達せられる。その書付に従って宿駅が割付案を作成したのである。助郷への申し渡しは伝馬奉行・支配目付がおこなう。なお、伝馬奉行は(E)の伝馬渡役と同一とみられるが、これは第四節第四項で指摘するごとく、久保田から各駅に派遣された藩の役人である。

(D) 第一条によると、助郷は人馬を代銭で宿駅に納めることもできる。そのさいは賃銭の二倍を払う。支払時は「伝馬奉行らの詰め所で代銭を受け取る」とあるように、藩の役人立会のもとで助郷から宿駅が代銭を受け取る。

(D) 第三条によれば、宿駅側の辛勞に鑑みて、賃夫・賃馬の代銭は、藩が宿駅に与えるという。それは伝馬奉行・支配目付の詰め所に集めておき、両役人が数量を見届けたうえで支払う。

助郷が人馬を代銭納したばあい、(E)によれば、賃銭の配分を藩の役人が見届け、肝煎・長百姓の加判と照合する。その理由は書かれていないが、宿駅が必要以上に人馬代銭を集めておいて実は人馬を雇わないなど、不正が起らないようチェックするためであろう。

(C) (E)の箇条を通覧すると、助郷・宿駅間における負担・支給の明確化が全体のテーマとなっている。人馬数を抑えたい助郷と、

十分な人馬数を確保したい宿駅との利害対立がうかがわれる。

#### (六) 享保四年綴子村「加伝馬・歩夫割帳」

このように、享保一七年に藩領南部の羽州街道の宿駅へ交付された「加伝馬・歩夫割帳」は、助郷課役の適用対象や、助郷・宿駅相互の負担のあり方などを定め、助郷の一覧も付されたものであり、助郷の基本台帳とよびうる内容である。

これと同様のものが、享保四年、綴子駅に交付されたことが確認できる。綴子駅は藩領北部の羽州街道の宿駅である。内容は重複するが、比較の便のためここに掲げる(9)。

享保四年 川尻清左衛門  
村上三郎兵衛

秋田郡綴子村加伝馬・歩夫割帳

亥三月十五日 八代角助

佐藤半兵衛

#### (A)

比内筋御渡野御供中卯時被貸置候御定覚

一、高千石ヨリ上ハ式人、外二下宿之数次第老宿ニ老人宛相渡可申候、千石より下御扶持方ニ至迄、老宿ニハ老人宛之事

一、同宿式人ニ而卯時老人、同宿三人より上ハ式人宛之事

一、御走・御鷹匠老宿ニ老人宛、外二笠持老人宛渡可申事

一、御茶屋之者ニも右同断、外二御道具遣小遣夫老人宛貸置候事

一、御足輕・御小人老宿老人宛相渡可申事

一、御鷹犬式正ニ卯時老人宛相渡可申事

#### (B)

(中略 綴子村の助郷リスト)

(C)

一、屋形様御渡野并津軽土佐守様御上下之節、加伝馬帳ニ記置御伝馬所  
有人馬無残引渡、老人老疋も人馬無之候ハ、村々寄郷之加伝馬可相渡  
候、加伝馬所之有人馬之内病人・病馬等有之由、郷人申とも、雇候而  
も御定之有人馬出申筈ニ候間、老人老疋も不足不仕候様ニ可申付候、  
其所之有人馬渡払、寄郷之加人馬被相渡候ハ、寄郷之内ニも御伝馬  
所二者御蔵郷之加伝馬可被相渡、駄賃ニハ給郷之加人馬可相渡候  
一、右割付之加伝馬・歩夫不足有之時ハ、御伝馬所江近キ所、右村之割  
付ニ応シ割加為出可申候、附、万一馬・歩夫多候節割付ニ応シ遠方之  
村々ニ而残り可申事

(A)

一、納竈木老釜割木ニして三百五拾四束、但し老尺結繩ニ而  
一、老人ニ付老尺結繩ニ而弍束宛之事  
一、馬老疋ニ付右同結繩ニ而四束宛之事  
右之通元禄七年戌之年御割直シ帳、西ノ年より御勘定場定之由有之候

右の引用文を享保一七年のものと比較すると、享保一五年・二〇年  
の規程である(D)(E)は、当然ながらここにはみえない。また綴  
子駅は秋田藩主の参勤では利用しないから、(C)の第三条などその  
関連規程が省かれている。それ以外は、細かな字句等の異同をのぞけ  
ば同内容である。

## (七) 享保期秋田藩の助郷編成

以上の諸史料から、享保期にいたる秋田藩の助郷制度の確立過程を、  
どのようにとらえることができるだろうか。

第一節でみたように、一七世紀にはすでに助郷の指定がおこなわれ  
ていた。享保期には段階的に課役の実施要領が整備され、助郷・宿駅  
間の負担のあり方が明文化され、基本台帳として「加伝馬・歩夫割帳」  
が各駅に交付された。それは管見の限り、享保四年に綴子駅に交付さ

れ、同一七年に久保田以南の一一駅に一斉に交付された。

この享保期の「加伝馬・歩夫割帳」は、後代まで助郷課役の基準と  
された。たとえば、天明年間に藩は、久保田城の火災により諸書類を  
焼失したことから、各駅が保存する「加伝馬・歩夫割帳」を提出させ  
ている。すなわち、羽州街道の北部に位置する荷上場村が藩に提出し  
た「津軽越中守様御登之時加伝馬・歩夫共割付帳」<sup>(10)</sup>は、安永六  
七年(一七七七・八)の弘前藩通行にさいする助郷課役の人馬総数や  
各助郷の石高・負担人馬数を記したもので、天明二年(一七八二)五  
月、荷上場村胆煎・長百姓の連名で藩に提出された。その末尾に、肝  
煎は次のように注記している。

享保年中御伝馬所十四ヶ所へ御定法加伝馬帳ニ而被渡置候所、右帳面宝  
曆年中大洪水之節流失致、当所ニハ右帳面無是、(中略)然者此度御公  
儀様ニ而御城御焼失之節、右村々へ被渡置候加伝馬帳同様焼失ニ付、  
村々へ被渡置候帳面書写指上候様ニ而被仰渡候へ共、当村ニハ流失仕候  
故、津軽様御通之節相勤候割付帳天明二年寅五月七日ニ久保田へ為相登、  
右之次第申上候所御聞濟被成置候、依而此帳面之通当所ニ而ハ相勤申筈、  
依而控如斯二候、此帳面向々へ伝置、年々御触高二応じ加郷へ割付相勤  
可申候、以上

享保年中に「御定法加伝馬帳」が藩から伝馬所一四カ所に渡された  
というのである。そして、それを天明年間に至るまで、藩当局が準拠  
すべきものとみなしていたことは、久保田城焼失(安永七年)にととも  
ない写しを徴したことから明らかである。

いまひとつ例をあげると、享保の「加伝馬・歩夫割帳」では、宿駅  
が常備する役人馬数を定めているが、それは幕末にいたるまで基準の  
数として認識されていた。金沢両駅が元治二年(一八六五)に役人馬  
の半減を願い出た願書に、「金沢両駅之儀、享保度被仰渡通り、両御  
上下之節役馬七拾三疋・夫十六人ツ、六郷駅へ詰夫馬致居候へ共、一

体諸色高直之為か馬不足（中略）、外駅々迎も享保御定之内御免し拝領動居候由」とある〔11〕。ほかの宿駅においても、享保度公定の役人馬数を基準に、免除を願っていたというのである。

「加伝馬・歩夫割帳」の交付は、享保度を最初とするのか、それとも以前にも交付されたものか明白ではない。しかし、後代の史料で享保度のそれが基準とされ、また同時期に関連規程が段階的に追加・整備されていることからみて、この期に画期があったことは間違いない。それまでの制度を基礎として、享保期に助郷制度の再編がおこなわれたとみてよからう。

このように、秋田藩における助郷の開始時期は明らかでないものの、幕末まで準拠された助郷制度は享保期に整備されたものである。元禄・享保期といえは幕府の助郷制度が確立した時期でもあるが、秋田藩でもほぼ同時期に画期がみとめられるのである。

#### 四 天保期の助郷人馬の用途と数量

##### (一) 天保の加郷割

さきに、助郷人馬の用途が参勤などの宿継人馬や雑役夫であったことを享保期の史料により指摘した。ここでは、より詳細な用途、数量などについて、天保期の史料により検討する。

「品々亀鑑」には、天保一一年（一八四〇）と一二年にわたり、宿駅ごとの助郷への割付人馬数を積算した史料が収載されており、費目ごとの人馬数を知ることができる。これを【表6】【表9】に示した。このような助郷課役の細目や課役する行為そのものを、当地の史料中では「加郷割」と称している。【表6】は天保一一年三月の秋田藩主参勤時の加郷割であり、【表9】は「天保十二丑年三月改政（改正）」と見出しが付された天保一二年三月の改訂版である〔12〕。前者は参勤時の事例であり、後者は実施されたものか不明だが、見出しから考えれば藩が定めた標準的な加郷割とみなすべきである。後年の助郷関連

史料でしばしば「天保十二年改正の加郷割によれば」などと引き合いに出されている。合計の不一致や意味不明の記述が若干あるものの、概要をみるには十分である。

表の見方を説明すると、表の上段が歩夫、下段が馬である。それぞれ費目ごとに人馬数を計上し、全体としては「先触＋その他人馬数－宿駅常備の役人馬＝助郷への割付数」という順序で計算されている。

##### (二) 天保一一年加郷割の費目

では、まず【表6】の内容をみていきたい。

表にみられる通り、史料中に独特の用語が少なからずあるので、あらかじめ本項で費目や用語を説明し、次項で全体の特徴をみる。

費目の構成をみると、宿駅ごとにバラエティに富んでいるものの〔13〕、①先触、②付随的な通行（前後荷物、女中、横通りなど）、③定率割増（九掛けなど）、④施設整備・雑役、⑤その他（北家の宿泊、舟越人足など特殊な事由によるもの）、の五種類に分けることができる。

##### ①先触

先触は通行に先立って大名などからあらかじめ街道筋に人馬の供出を指示した文書である〔14〕。

秋田藩の場合、享保一七年（一七三二）三月の参勤で久保田の大町が歩夫一九四人と馬一九七匹を用意したという記録があり〔15〕、これは【表6】の先触の数値に近いようである。文久三年（一八六三）正月付の秋田藩主通行における神宮寺駅の加郷割を記した文書によれば、元触一四九人と七九疋であった〔16〕。弘前藩については、文化一二年（一八一五）四月の参勤時、金沢駅に八五人・一〇〇匹の先触が到来している。ちなみに通行は四月二六日で、二三日に先触内容につき宿駅の請書が津軽家に提出されている〔17〕。同藩の文政九年（一八二六）の出府時、六郷駅に一三五人・一四〇匹の先触が到来している。通行は四月十一日で、二日に先触の請書が提出されている〔18〕。

このように、先触は通行数日前に宿駅に到来し、先触人数はそのつ

ど異なっていることが多かった。

## ② 付随的な通行

「御先荷物」「御通行前後御長持」「御女中様」「横通り」などとある。先荷物は、行列に先行する荷物である。文政八年、秋田藩主佐竹義厚の帰国のさい、藩主は五月一七日に久保田に到着したが、それに先立ち五月二日に御勝手方荷物が久保田に着している<sup>(19)</sup>。こうした荷物が「御先荷物」と称されたのである。参勤の行列に先立って長持が通行するという事例もあるが、このとき横手では五月一五日に行列が通過し、「御当日御長持」五棹も同日に通過しており、行列に同行する長持もあつたようである<sup>(20)</sup>。

「女中」については、文政八年、佐竹義厚の帰国のさい、本隊到着の五日前、五月九日に奥女中一行一五名が久保田に到着した例をあげることができる<sup>(21)</sup>。弘前藩の例では、横手の本陣に残された史料によれば、天保一三年四月一八日に弘前藩主が通行し、二日には「津軽御女中」一行三三名が通過している<sup>(22)</sup>。

「横通り」は表街道ではない脇道を行くことを指すのか<sup>(23)</sup>、参勤通行前後に私用などで通行する者を指すのか<sup>(24)</sup>、それとも日程がずれこんで通行する者を指すのか判別しがたいが、何らかの意味でイレギュラーな通行を指す言葉であり、予備的な経費として計上されている。

なお、参勤通行当日の前後数日にわたり参勤関連の人員が通行する事例をあげておく。久保田城下において公用の伝馬役は大町・茶町が負担し、一般の通行は馬苦労町が人馬を負担しているところ、享保一四年の津軽家の出府にさいして、当日外通行の人馬を大町・茶町が負担すべきかどうか、馬苦労町との間で争論となった。当日以外の通行はたとえ参勤がらみであっても一般の通行であるから馬苦労町の負担だというのが大町・茶町側の論理である。けつきよく藩からは通行前後三〜四日は大町・茶町が負担すべしという裁定を受けている<sup>(25)</sup>。このことから、通行前後数日にわたって参勤に関連する通行のあつたこ

とが知られる。

## ③ 定率割増

「九掛」「八掛」という費目がみえるが、これは所定の人馬数に対し、歩夫ではその九割、馬では八割を加算するという措置である。複数の宿駅にみられるので、場当たりの水増しではなく、公的にみとめられた措置であろう。

そのほか、刈和野では「御止宿二付、定式御割合被下候」という費目がある。止宿駅には歩夫三〇〇人・馬二五〇匹を下されるというのである。下されるといっても、藩から人馬や費用を下付されるのではない（もしそうであれば加郷割に計上する意味がない）。藩から駅に対して、これを助郷に負担させることが許可されるという意味であろう。【表9】の六郷の欄外にあるように、天保一二年二月、止宿の駅には一五〇人・五〇匹、昼休みの駅に一〇〇人を「下される」ことが定められた。このように、定式割合は、藩の公定・許可をうけて一律に計上した人馬数である。なお、三〇〇人・二五〇匹であつたものが天保一二年には一五〇人・五〇匹に引き下げられており、その差はあまりに大きい。止宿時に実際に必要な人馬数が、それほど減少しうるとは考えにくい。現実的な数字というよりは、宿場助成の意味も込めて多めに盛った人馬数と考えたほうが妥当であろう<sup>(26)</sup>。

このように、加郷割には定率の割増や定式割合など、必ずしも実態を伴わない数字が含まれていた。

## ④ 施設整備・雑役

本陣の掃除、諸品の運搬、宿の案内、宿の卯時など諸種の人馬数が計上されている。これらは通行当日の役務も、その前後の役務も含んでいる。伝馬役とは呼びがたい用務であり、「舟場仕繕」「御宮仕繕」などはむしろ普請役の範疇に属するといえる。参勤にさいする加郷割は、こうした諸種雑多な人馬を含むものであつた。

## ⑤ その他

刈和野に、北家の宿泊を理由とする人馬が計上されている。角館の

佐竹北家は、参勤交代時に刈和野や大曲に出向き、藩主に謁見するのを例としており、それに伴う費目である。そのほか、大曲の舟越人足など、各駅の特殊な事情によるものがある。

刈和野にみえる「代直し」であるが、これは人馬の使用を許された藩士が、使用を返上することにより、代わりに宿駅から現金を受け取るものである(27)。

### (三) 天保一一年加郷割の特徴

さて、以上を前提に、全体としてどのような特徴を指摘できるだろうか。

第一に、宿継人馬以外の人馬数が多い。先触人馬数は平均で二〇五人・九一匹であるが、これは全体の一割程度に過ぎない。前項の①②⑤の分類でいえば、最も多いのは人夫では④の施設整備・雑役、馬では②の付随的な通行で、それぞれ全体の四割弱を占めている。もっとも、この割合は秋田藩主の通行であることと関係があるとみられ、弘前藩主の通行(表10)では、雑役夫の人数はさほど多くない。それでも先触人馬数が全体のごく一部に過ぎないという点は同じである。このように、通行当日の宿継人馬よりも、むしろ前後日の通行や施設整備に、多大な人馬を要したのである。

第二に、宿駅によって人馬数や費目がまちまちである。総人数では一〇〇人以上の差があり、一〇〇石当たりでは九人〜一三人と開きがある。その原因は、宿泊地に多めの人数を計上したり、大曲では舟越人足三〇〇人を計上するなど、宿駅ごとに所要数が異なるためであった。それに加え、駅ごとに算定方法がまちまちである。たとえば定率割増では、神宮寺は先触、御休造り、前後荷物を含めた数値に〇・九を掛けるのに対し、刈和野は前後荷物を含めない。同種の費目で比較すると、駅によって見積りが異なっており、たとえば神宮寺では「前後荷物御女中様」を一六五人とするのに対し、大曲では「前後見込」を二二五人とし、六〇人もの差がある。見込みについて例をあげ

れば、元文二年(一七三七)の津軽家参府にあたって、御伝馬二〇〇匹、歩夫二六〇人の先触に対して、久保田の大町は歩夫を多めに支度して三〇〇人を用意したが、少なからず余ったという記録がある(28)。享保の「加伝馬・歩夫割帳」がいうように、一人・一匹の不足も許さないというのが藩の認識であり、人馬調達の責任は実質的には宿駅にあつたから、宿駅は多めの人馬を集めがちであった。駅によりその見込みが異なれば、とうぜん割付高も異なってくる(29)。

第三に、概算値が多いことを指摘できる。各費目は、一〇〇人、三〇〇人など切りの良い数字がほとんどである。あまり緻密な積算ではない。これも駅ごとに人馬数が異なる要因の一つであつただろう。人馬数の見積りは各駅の担当者にかんりの程度任されており、前例や慣例によるところが大きかったものと思われる。

### (四) 天保期秋田藩助郷役の性質

前項でみた諸点は、この助郷制度の性質如何に関わってくる。すなわち、この助郷役は内容からみて純然たる交通夫役とは言い難い。参勤交代を実現するための諸種の人馬役を包括しており、施設整備など普請役の要素もある。

したがって、それは宿駅・助郷間の関係だけで実施できるものではなく、動員過程に藩が関与したはずである。享保の「加伝馬・歩夫割帳」の規程では、藩の役人が助郷に人馬触をおこなう定めであつた。彼らは個別具体的な動員命令を出すこともあり、神宮寺駅の年不詳(天保一二年以降)の加郷割のなかに、次のような項目がみられる(30)。

#### 一、同(夫)五拾人

右者御姫様御通行之節、大風ニ付御船場向難渋ニ付、御出役様より御差図ニ而指出之分ニ而、此度追割被下置候分

このように加郷割の人馬数のなかには、駅詰めめの藩の役人の指示に

大曲村		六郷村		湯沢駅	
206	御本触			207	御向触
225	前後見込			80	御向触へ増夫・足し夫
30	御休造り				
461	( )				
415	九掛			60	御先長持
250	横通見込、献上馬共			30	様御宿上下卯時并諸遣夫
300	御本陣障子張替、道具運び、垣入草刈掃除小歩行、御鷹局厩片付、御跡片付			300	御用夫
285	駅場諸役人袴着、馬刺、火の要心廻番、御宿ニ御案内夫、村端より御宿指図、宿之御用袴着、表掃除馬糞捌共				
30	大曲橋荷拘ひ				
300	花立小舟場用品々、舟越人足				
50	神宮寺渡大舟場				
2381		1296		752	
内 90	50人大曲、40花立役夫	内 112	96六郷、16金沢両駅役夫	内 8	役夫
残 2282	内632人 (倍銭か) 1万7126石 100石ニ付13人4分	残 1184	加郷高1万1579石 100石ニ付10人2分3	残 744	此割2万1517石、100石ニ付1人5分22 (計算合わず)

97	御本触			84	御向触
315	前後見込				
10	御休造り			15	不時横通見込
422	( )			34	右 (御向触) 増馬・足馬
338	八掛			40	(用途記載なし)
200	横通り			25	御前日御使等見込
200	御本陣御道具運込、砂埋付馬、近村借物運込品々入用				
1160		701		203	
内 70	大曲40、花立30役馬	内 133	六郷・金沢役馬	内 100	役馬
残 1087	内248疋 倍銭共9か村 1万5222石 100石ニ付6疋85	残 568	加郷高同上 100石に4疋9分	残 103	此割前之通り、100石ニ付4分9

正24貫772文 (20貫472文の誤か)  
 右定式112貫600文預之処、四増倍450貫400文、但し5 (4の誤か) 文5分正直し  
 正40貫文 御用中品々諸入用  
 正3貫889文 去八月中津軽様御下向引不足  
 68貫676文 此割100石ニ付325文

<賃銭割返>						
新西根村	夫	7.35人	198文		馬	4.9匹 216文
飯詰村	夫	8.8人	238文		馬	5.87匹 258文
前郷村	夫	6.5人	176文	詰 但し7人半之内1人残り夫 (6.5×27文)	馬	5匹 220文
寺田村	夫	3人	81文	詰	馬	3匹 132文
安本村	夫	2.05人	55文	但2人詰夫	馬	1.37匹 60文
中野新田村	夫	0.48人	13文		馬	0.32匹 14文

右之通賃銭割返申候、馬之義は本馬・軽尻ならし疋正ニ付44文宛、夫27文ツ、

【表6】 天保11年3月秋田藩主参勤時の宿駅別加郷割

境 村		刈和野村		神宮寺村	
<b>&lt;歩夫&gt; 単位：人</b>					
201	御本触	207	御本触	206	御本触
15	御休造り	60	代直し	165	前後荷物御女中様
216	九掛ケ	30	御休造り	22	御休造り
196	合鑑御先荷物見込	267	九掛	393	御休造り
100	合鑑御先荷物見込	350	御通行前後御登御長持、女中様 分亥年度以来	351	九掛
50	横通り	100	横通十文字道	50	横通り
300	御本陣并御宮境内掃除、壺の渡 舟夫橋添夫小走手付	250	御休処御座敷御丸之内御張替、 地菰砂平均	20	御本陣近所仕繕ニ被下候
340	諸品御運、袴着諸役人、御宿御 案内、手付品々	200	御立見御先払御休処詰合袴着人 足代火の廻り	300	舟場仕繕ニ被下候
340	御昼ニ付宿々卯時、御本陣小夫、 水汲等ニ出	50	北様御宿ニ付御本陣御掃除人 足・袴着・卯時代共	100	御宮仕繕ニ被下候
		70	北様御宿ニ付先払継立分別段御 割合被下候	100	御小休所ニ被下候
		300	御止宿ニ付定式御割合被下候		
		300	御当日役所詰合小夫、宿々卯時		
		300	御休所高割人足今年限り		
1445	両村役夫	2484	両村役夫	1314	19人神宮寺、24北櫛岡、1梁場 新田役夫
56	加郷高1万3978石割、100石ニ付 10人7分 ○430人八掛	83	加郷高1万4036石2斗割、100石 ニ付17人1分	44	加郷1万4538石、100石ニ付9人2 歩
1488		2401		1270	
<b>&lt;馬&gt; 単位：匹</b>					
89	(本触)	89	御本触	94	御本触
7	(用途記載なし、御休造りか)	27	代直し	20	御役屋へ定例
96	八掛	10	御休造り	250	前後御荷物、御女中見込
75	御合鑑御先荷見込	127	御休造り	33	御休造り
260	横通り	101	八掛	397	御休造り
50	右御本陣宿ニ諸道具取運ヒ品々 諸夫	350	御通行前後御登御先荷物、御女 中共	318	八掛
420		150	横通十文字道	50	横通り
		250	両御馬出シ街道拵方、砂埋付馬、 御休処御丸之内外廻り砂運并地 菰砂	23	御小休砂付馬
		200	御当日借物夜具在々借方江取運 ひ		
		250	御止宿ニ付定式御割合被下候		
		70	北様御宿ニ付継立別段御割合被 下候分		
898	役馬	1497	役馬	788	神宮寺26、北櫛岡30役馬
56	加郷高1万2957石割、100石ニ付 6疋5分 ○220疋 (八掛か)	61	加郷高1万3985石2斗割、100石 ニ付10疋2分7	56	100石ニ付5疋5分
842		1430		732	

典拠：「御伝馬除屋舗駅場方品々亀鑑」(美郷町学友館所蔵) ※宿駅名称は原史料に依る。

【表7】 文政11年亀田藩主通行時の加郷割 (金沢)

<人馬数の積算>		<加郷割>	
○人足 単位：人	○馬 単位：匹	新西根村	飯詰村
25 御先触	23 御先触	夫 7.35人 956文	夫 8.8人 1144文
15 右増夫	10 右増馬	前郷村 夫 7.56人 0文	詰 馬 5.04匹 0文
20 横通り用意夫	15 横通り用意馬	寺田村 夫 3.75人 0文	詰 馬 2.5匹 0文
60	48	安本村 夫 2.05人 7文	内夫2人詰(残り0.5人×130文/人=7文)
20 当駅(金沢中野村)有夫	18 当駅有馬	中野新田村 夫 0.48人 62文	馬 1.37匹 315文
10 本町村より借夫	10 本町村より借馬	(計) 夫 29.99人 2169文	馬 0.32匹 74文
30 不足 千石ニ付7人08	20 不足 千石ニ付4疋72	役所入 馬230文、夫130文 (=代銭納の単価)	馬 20匹 2866文

典拠：『横手市史』史料編近世Ⅰ p695~6

【表8】天保10年8月秋田藩主帰国時の加郷割（横手）

六郷村		(人数)	(1人当賃銭)
207	向触		
230	御休造り、不時合鑑、添夫、貸夫、横通共		
128	前後御継立、添夫、貸夫共		
652	御本陣掃除、竹田様宿掃除 御本陣卯時・障子張、手付、水汲、小遣共	165人 150人	120文 150文
	御馬取扱、御鷹局掃除共	33人	〃
	名前伺、御宿先立、帳控共	84人	〃
	伝馬処詰役人加勢、御役人様御供共	55人	〃
	御着見、御向払、熊ノ宮袴着御送迎、宿袴着、伝馬処警固、馬揃小歩行、掃除共御供方御宿卯時	50人	〃
1217		156人	〃
112	96六郷駅場役夫、16金沢両駅役夫		
1105	加郷高1万1579石に割。御本触より不足之時ハ御本触207人ニ而加郷へ割、御本触より過之御ハ壹人過ニ而も倍し式人ニ致、割馬も同断		
89	御向触		
178	御休造り14、不時御合鑑17、添馬40、貸馬68、御本陣用砂付馬8、横通り55 ※（書き込みあり、下段参照）		
145	前後継立120、かし馬15、添馬10		
35	角館御継立		
447			
(133)	80六郷役馬、23（53の誤か）金沢両駅役馬		
314	加郷高1万1579石に割、但100石ニ付2疋半39、外ニ24石大曲加郷高直し六郷取立返ス分有		
外ニ人足150人、馬50疋、御止宿之節被下候事ニ駅々へ被仰渡候 人足100人、御昼之節被下候事ニ被仰渡候 右者天保12丑2月同様取極、御小休之節者何も不被下候			
※天保12丑年2月、吟味役仁平礼蔵・小野崎宇源太・青柳掃部・長嶺政兵衛・貝塚順吉申会、駅々加郷割合相極、翌寅年御参勤之節より馬24疋増候事ニ六郷駅へ政兵衛申渡			

<歩夫> 単位：人		(人数)	(1人当賃銭)
	233 御本触		
	220 不時御合鑑、貸夫、増夫、横通備		
	100 前後御荷物継立備		
	560 御本丸御掃除、御兵具方、御馬場・道橋方、御馬・御用夫、御遙拝処・伝馬処詰		
内	1119		
〃	100 前後御荷物備銭割引		
〃	566 銭割		
〃	87 横手町役夫		
残	386 本郷割 高100石に1人9分08		
<馬> 単位：疋			
	97 御本触		
	130 不時御合鑑、貸馬、足馬、横通備		
	100 前後御荷物継立備		
内	327		
〃	128 横手町役馬		
〃	100 前後御荷物継立備銭割引		
残	99 加郷割 高100石ニ付5分08		
<銭割> 単位：貫			
	100.0 御伝馬渡始御合力		
	8.8 右御賄尻打		
〃	108.8 此通札326貫400文～① 但し300文銭		
	15.0 御本丸御掃除、御障子張、取扱様御手付、卯時共	100人	150文
	3.0 御兵具方卯時共	20人	150文
	3.0 道橋方御掃除	20人	150文
	4.5 御馬場掃除	30人	150文
	18.0 御遙拝御飯屋敷埋用持運人足	120人	150文
	13.8 御供方宿々卯時	138人	100文
	3.0 御当日庄屋代手付、卯時	20人	150文
	4.2 御供方御馬共ニ御馬12疋へ卯時	28人	150文
	7.5 伝馬処詰役人加勢、御役人様方御供	50人	150文
	30.0 前後御荷物継立100疋 壹疋ニ付300文		
	21.0 前後御荷物継立	100人	210文
	40.0 御用中諸雑用備		
計	(163.0) ～②		
内	484.4 (489.4の誤か) ①+②		
〃	163.0 正銭割 高100石につき836文		
〃	326.4 通札割 100石につき1貫673文		

典拠：「御伝馬除屋舗駅場方品々亀鑑」（美郷町学友館所蔵）

【表9】天保12年3月改定秋田藩主帰国時の宿駅別加郷割

刈和野村		神宮寺村		大曲駅	
<b>&lt;歩夫&gt; 単位：人</b>					
	1217 右同断(定期追割・本触見込共)		1217 右同断 御本触見込共		1217 定期追割之次第、壹疋・壹人共一倍増之定
	150 御止宿ニ付被下候		160 舟場1ヶ所入料分 是も神宮寺ニ而手入不致よし		100 御昼ニ付
	20 北家御出ニ付被下候				197 川前三ヶ所拵人足末々手入、式夕渡共兩駅手入、神宮寺ニ而構不申候
ノ	1387 役夫	ノ	1377 役夫	ノ	1514 大曲・花立役夫
内	83 加郷高1万4036石	内	44 加郷高1万4338石に割	内	99 加郷高1万7126石
残	1244 但し100石ニ付8人6分(8人86の誤か)	残	1333 但し100石ニ付9人2分96	残	1415 但し100石ニ付8人2分6
外	829 倍銭高6240石へ8人6分割、1割半増			外	579 倍銭郷高4678石へ8人2分6掛置候而1割半分(46.78×8.26×1.5=579)
ノ	2073			ノ	1994
<b>&lt;馬&gt; 単位：匹</b>					
	471 右同断		471 右同断		471 定期追割人馬壹疋・壹人共一倍ニ成候定
	15 北家御出ニ付被下候				
	50 御止宿ニ付被下候				
ノ	536 役馬	(471)	56 役馬	ノ	(471) 兩駅役馬
内	474 加郷高1万3985石に割 但し100石ニ付3疋3分96	内	415 加郷高1万4338石に割 但し100石ニ付2疋89	内	73 加郷高1万5922石
残	393 倍銭高7715石へ3疋3分96掛置			残	398 但し100石ニ付2疋3分24
外	868 惣加郷高1万3985石へ割 但し100石ニ付6疋2分06			外	162 倍銭郷高4678石前割掛申、1割半分、但し100石ニ付3疋5分7
ノ				ノ	(560)

典拠：「御伝馬除屋舗駅場方品々亀鑑」(美郷町学友館所蔵)

【表10】天保12年3月改定弘前藩通行時の加郷割(六郷)

<b>歩夫 単位：人</b>			
	65 御向触		
	125 不時御合鑑見込25、貸夫・増夫50、横通50		
	133 前後継立増夫・貸夫100、御女中継立33	(人数)	(1人当賃銭)
	167 御本陣境内掃除人足	55人	150文
	御本陣障子張替・諸道具運	15人	170文
	御当日御本陣上下卯時、水汲、小歩行	35人	170文
	御馬取扱	10人	170文
	御着見、御向触、御伝馬処警固、荷運共	37人	170文
	伝馬処役人加勢	15人	150文
ノ	490		
内	112 96六郷駅場役夫、16金沢両駅役夫		
残	378 此加郷割高1万1579石		
<b>馬 単位：匹</b>			
	75 御向触 定式伺済25、御頼合イ25、不時御頼合イ25		
	115 不時御合鑑15、増馬・貸馬共50、横通り継立50		
	125 前後御継立、貸馬・増馬共100、女中継立25		
ノ	315		
内	(133) 80六郷役馬、53金沢両駅役馬		
残	182 此加郷割高1万1579石		

御本触馬七拾五疋より不足之時者、七拾五疋ニ而加郷割付ル、七拾五疋より壹疋ニ而も過之時ハ壹疋江倍し式疋ニ致割付ル、歩夫も同断、天保十二年同様極候

外ニ馬拾疋・夫七拾五人 右者御止宿之節ニ限り御割増被下候  
同夫五拾人 右者御登之節ニ限り御割増被下候

典拠：「御伝馬除屋舗駅場方品々亀鑑」(美郷町学友館所蔵)

よるものも含まれている。

参勤交代時に各駅に詰めている役人は、通行する藩主にも披露される。文政八年の秋田藩主帰国のさい、院内、湯沢、横手、六郷、大曲、神宮寺、境、戸島の各駅において、久保田から参向した郡方吟味役・御伝馬渡役・支配目付が藩主に披露されている<sup>(31)</sup>。万延元年（一八六〇）の藩主出府時も同様であり<sup>(32)</sup>、こうした参勤道中の儀礼はほとんど定例化しているから、駅詰役人の披露も恒例の行事であっただろう。なぜ彼らが各駅で披露されるのかといえば、人馬の円滑な継立や施設整備の最終的な責任を負っていたからに相違ない。

むろん、宿駅が関与しないということではない。さきにみたように亀田藩の参勤時、金沢駅は助郷課役の実施を願い出ており、宿駅は加郷割の実施主体であった。加郷割の一部の費目は「御割合被下」と表現されるような藩側の指示によるものだが、それが全てではない。おおかたの費目は宿駅が見積もったであろうし、現場での人馬のやりくりは宿駅の役割であった。このように、助郷課役は動員過程に藩・宿駅双方が関わる複合的なものであった。

しかし、藩が関与したわりには、前項でみたように算定基準のばらつきが目立つ。これは、各駅に伝馬渡役が配置されたことが示すように、駅単位で課役を計画・実施したためであろう。それぞれの駅で、藩の役人と宿駅との合意で加郷割が決定され、そうした前例が積み重ねられた結果、基準の不統一が拡大したのではなからうか。

以上でみたごとく、秋田藩の助郷制度は、人馬の用途からみても、実施過程からみても複合的な特質があり、宿継人馬のほかに諸種の人馬役が付け加えられていた。そもそも、この制度は参勤交代への対応を主たる目的としていたから、宿継人馬と施設整備・応接等の人馬役とが分離されず、一体化する余地が本来的にあったといえよう。

#### (五) 天保一二年の加郷割改定

ここでは【表6】と【表9】を比較しつつ、天保一二年の加郷割改

定の意味を考える。前年とくらべて大きく変わったのは、駅ごとにまちまちな費目が整理され、一二七人の内訳はどうかといえば、六郷の項に内訳があり、それによれば人馬の用途そのものはあまり変わらず、内容に本質的な違いはない。止宿の駅について一五〇人・五〇匹、昼休みは一〇〇人というように、休泊地への割増高が統一されている（六郷の最下段参照）。ただし、さきにみた天保一一年の⑤でみたような、各宿駅の特事情による費目は残されている。

天保一一年の加郷割は、宿駅によつて費目や数量の差が激しかった。一二年の改定は、そうした宿駅ごとの差異を排除し、人馬数の算定方法の標準化を目的としたものとみることができよう。

このときの改定は、幕末まで加郷割の基礎となつたらしく、神宮寺の助郷である国見村に残された、文久三年（一八六三）正月「御用帳」に次のようにある<sup>(33)</sup>。

#### 一、夫六百九人

右者夫千式百拾七人、屋形様御通行天保十二丑  
年被居置候半通り此度割合被害仰付候分

この御用帳は【表6】の史料と同形式の加郷割で、神宮寺駅肝煎が作成したものである。引用したのはその冒頭部分である。「天保十二丑年」に据え置いた一二七人の半分を今回割り付けるとしており、その後も基本の数とみなされていたことが分かる。

ただし、それは基数であつて、上限ではなかった。慶応二年（一八六六）の神宮寺駅加郷割には次のようにみえる<sup>(34)</sup>。

#### 一、夫式千式百拾八人

右八天保年中式百九人之御元触二而江戸御来観被為遊候御時節二違  
い、当節京都御守衛被為遊候御時節二御座候得共、御供方様茂御多人

数御通行可為在候二付、此度御元触夫三百七拾八人、出御道筋御堅固御役人様夫四百人、都合三百八拾五人江五八式掛ヲ以加郷割被仰付候分

このように天保一二年改定の先触数を踏まえつつも、実情に応じて割り増すのであるから、基数設定によって負担が軽減されたとはいえない。

#### (六) 加郷割の人馬数と正人馬数

さて、この加郷割の人馬数が、助郷の供出した正人馬数なのかといえ、享保期にはすでに代銭納も認められているから、そうとばかりはいえない。

【表8】は天保一〇年の横手の加郷割である。このとき藩主佐竹義厚は七月晦日に江戸を発し、八月一六日に久保田に到着している<sup>(35)</sup>。表によれば、「銭割」の項があつて、人馬の一部を代銭で徴収している。すなわち、歩夫では合計一一九人から①横手町役夫八七人、②前後荷物備銭割引一〇〇人、③銭割五六六人を差し引いた三八六人を助郷に割りつけている。したがって、②にかかる歩夫は備銭によって宿駅が雇い、③銭割五六六人の分は助郷から徴収した銭で雇ったとみられる。銭割の細目は、表中の銭割の項に示されている。銭割四八四貫余の三分の一は正銭で、三分の二は通札（藩内で通用していた預かり札）で助郷に賦課した。

この例では、歩夫合計一一九人の半数以上が銭割によってまかなわれており、むしろ代銭納のほうが多かったのである。

このような銭割はほかの宿駅でもおこなわれている。安政二年（一八五五）四月、神宮寺駅の助郷である国見村に、弘前藩主の帰国にさいし、夫三三人・馬二二匹を出すよう同駅より通知があり、そのさい「今年御改二相成、三分一、三分二割合なし」として夫一人につき正銭二〇〇文、馬一疋につき正銭四〇〇文を納付するよう指示があつた

<sup>(36)</sup>。この書き方からすれば、それ以前は三分の一を正銭、三分の二を通札で納めたと推測され、また代銭納が常態化していたとみられる。こうした例からみると、加郷割はおおかた人馬数で計上されているが、その実、代銭納が少なからぬウエイトを占めていた可能性がある。実際、代直し（第四節第二項⑤参照）などは藩士に代金を払うのであるから正人馬を集める必要はなく、必要なのは金銭である。しかし加郷割では人馬数を計上している。定率割増など使途不明の数字もある。少なくとも代銭納の広まりが助郷課役の大前提となっていたことは間違いない。

#### 五 助郷役勤務の実際

##### (一) 課役の方法と手順

さきに享保期の規程によって助郷課役の手順を略説したが、ここでは近世後期の村方の史料により、実施例にもとづいて確認しておきたい。

まず、加郷割が決定すると、各助郷に供出すべき人馬数が通知される。享保の「加伝馬・歩夫割帳」によれば、それは藩の役人の仕事であつた。

寛政一一年（一七九九）四月、それまで秋田藩・弘前藩の参勤交代では、そのつど任命された伝馬渡役が村々へ詰人馬を直接指示していたところ、以後は伝馬渡役が各郡の郡方の役所である御役屋に人馬割を申達し、村方の支障にならぬか吟味のうえ村々へ触れるとした<sup>(37)</sup>。これと同様の記事が「品々龜鑑」にもみられ、このとき郡方を通して人馬割を触れるよう改めたとみられる。もつとも、宿駅の名による人馬触もみられ、安政二年および三年の秋田藩主帰国・出府にさいし、神宮寺駅では、通行の予定や宿駅へ人馬代を上納すべき旨の廻状を藩士の名で送り、納付額など具体的な指示は神宮寺駅肝煎の名で伝達している<sup>(38)</sup>。このように、助郷への人馬触は必ずしも藩の役人だけの

任務ではなく、宿駅が廻状を添えることもあった。

大曲の助郷である田村では、文化九年（一八一二）の秋田藩主通行（三月一七日大曲通行）にさいし、会田久左衛門の名で三月一三日付の人馬割の廻状（田村負担は三〇人・一三匹）が到来している<sup>(39)</sup>。

横手の助郷である三本柳村では、弘化二年（一八四五）四月五日、弘前藩主の帰国の途次で四月一二日に横手で昼食をとることとなったので、藩の役人から廻状が達せられ、歩夫二・四一九六人、馬一・六五八疋、正錢二貫二五六文、錢札一八貫九〇七文を納めるよう指示された<sup>(40)</sup>。人馬数に端数があり、代錢納を前提とした形式になっている。

こうして人馬触がなされると、各助郷は通行数日前に、人馬を宿駅へ到着させねばならなかった。同村の事例で、嘉永五年（一八五二）弘前藩主の参勤にさいして五月六日に横手で昼食をとるにあたり、人馬触れの廻状が達している。廻状には、人馬割を五月二日までに伝馬所へ持参し、五月五日までに人馬を出すこと、なるべく正人馬で出すこと、できなければ五月二日までに伝馬役所へ申し出ること、諸種の御用があるので五月二日までに肝煎・長百姓が印を持参して伝馬役所に詰めること、とある<sup>(41)</sup>。

代錢納も行列到着前に済ませる定めであった。同じく三本柳村の例で、文久二年（一八六二）の秋田藩主参勤にさいし廻状が到来し、五日の藩主横手止宿に備えて、馬は一四日までに詰め、正錢は一三日までに伝馬役所へ持参すべきこと、事情があつて詰め直す村は一三日までに申し出ることを指示されている<sup>(42)</sup>。この詰め直すというのは、人馬供出以前に、村から宿駅へ、代錢納・正人馬の割合など納付方法の予定を事前に報告していたとみられ、さきの嘉永五年の事例にも、人馬割を事前に伝馬所へ持参するとある。その事前報告の後に、人馬を調達できなかったなどの理由で、正人馬数を変更することを詰め直すと呼びかけたのではなからうか。

村の側ではどのようにして人馬を選んだのか。それにつき、村が出

勤者に金銭を渡していた事例がある。すなわち、下仙道村は寛政五年、詰め先の変更を願ひ出た。同村は秋田・弘前藩の参勤交代のとき院内へ伝馬・歩夫を出していたが、五、六日もかかり、勤務者一人に一日一〇〇文ずつ渡していた。近年は右村（下院内村か）に銭を渡すようにしたところ、江戸登のさいに歩夫一日五〇〇〜六〇〇文、下国は三五〇〜四四五文もかかり、百姓が困惑している。そこで院内ではなく湯沢詰めにしてほしい、と訴えている<sup>(43)</sup>。

## （二）代錢納と正人馬

【表7】は文政一一年（一八二八）三月の亀田藩参勤にともなう金沢駅の加郷割の会計資料である。ここに代錢納・正人馬の比率をみる事ができる。表は三つの部分からなり、はじめに所要人馬数を積算して加郷割付数を算出している。費目は前述の加郷割と基本的にかわらないが、小規模な通行のためか掃除夫や雑役夫などは計上していない。そして、三〇人・二〇匹の不足が生ずるとして、それを助郷に割りつけている。

加郷割の項は、助郷六か村に要請した負担を記しているが、前郷村・寺田村をみると、人馬数が記されているのに銭高がゼロとなっている。つまり両村は現実の正人馬でつとめたのである。安本村は二・〇五人の負担のうち二人を正夫でつとめ、よって残り〇・〇五人分の七文を銭納している。「役所入」のところに記されたように、歩夫一人一三〇文、馬一匹二三〇文で銭納額が算出されている。

賃銭割り返しの項では、歩夫二七文、馬は四四文の割合で、各村に賃銭を返したことが分かる。表には示さなかったが、以下に各村の受取証が収められており、表に示されたとおりの金額を各村が受け取っている。

このように、加郷割にたいする村の対応は、正人馬でつとめる村、正人馬と代錢納をくみあわせる村、すべて代錢で納める村など、さまざまであった。

なお、割り返す賃金の単価は、銭納時の単価より大幅に低い。それにつき、文政五年三月の亀田藩参勤において金沢駅は、おなじ要領で四三人・一五匹を上記の助郷六か村に割りつけている。そして、総額二貫四一一文の賃金を、助郷に割り返しているが、そのさい賃金総額から酒代・諸買物代・宿入料・半紙代を引いて、残り一貫一一三文を助郷に割り返している<sup>(44)</sup>。

この事実が何を意味するかといえば、各駅が助郷から集めた正人馬や代銭の一部は、宿場の事務経費にも充当されたということである。加郷割は人馬の名目で割りつけながらも、実はそのような経費が含まれていたのである。おそらく宿駅にとって、代銭納は例外措置というよりも、むしろ不可欠の前提となっていたであろう。

以上のように、助郷課役の実施にあたっては、通行前日以前に各助郷から宿駅に人馬が集結した。よって助郷にとっては当日だけの勤務ではなく、遠方の村では数日がかりとなるため、村から日当を支給する例もあった。代銭納もしばしば行われたが、これも通行前に納付していた。各駅が集めた金銭は、必ずしも人馬の雇用のみを使うのではなく、宿駅の事務経費にも充当された。宿駅は集めた正人馬と金銭によって、トータルな経費をまかなうことを認められていたのである。助郷課役の収支は、少なくとも、助郷との正人馬のやりとりで済むような単純なものではなかった。代銭を得るために、あえて人馬数の見積を多くすることもあったのではなからうか。

## 六 合鑑・貸夫・増夫など

### (一) 定式・頼・合鑑・貸夫

前節をもって本稿の主題である助郷制度の検討を終えるものとするが、【表6】～【表10】には合鑑、不時合鑑、貸夫(馬)・増夫(馬)・添夫(馬)など、宿継人馬に関する独特な用語がみられるので、本節でそれらの用語について説明しておきたい。

### 【事例一】 文政九年弘前藩主通行

六郷の駅場日記により文政九年(一八二六)の津軽家の参府時の対応をみる<sup>(45)</sup>。まず三月に「人馬触」が到来し、「人夫百五拾人位」「馬百五拾疋同」と大まかな人馬数が示され、三月一日付で駅場肝煎が請書を提出している。四月に入って次のような先触が到来し、同月二日に六郷駅が請書を提出している。

- 一、人夫 式拾五人
- 一、馬 式拾五疋
- 右者定式遣
- 一、人夫 百拾人
- 一、馬 百拾五疋
- 右者頼入
- 都合 人夫 百三拾五人
- 馬 百四拾疋

すなわち、「定式遣」(二五人・二五匹)と、「頼入」(一一〇人・一五匹)とに区分され、合計一三五人・馬一四〇匹の先触数となっている。

この定式遣二五人・二五匹について、幕府は万治三年(一六六〇)の高札で、国持大名であっても一日に二五人・二五匹をこえる宿継人馬の使用はできないと定めており、文政五年には東海道通行の大名について二〇万石以上の大名は通行前後一日ずつ計三日間のあいだ、五〇人・五〇匹までと定めている。その範囲内では御定賃金で利用ができ、それをこえた分は御定賃金のほぼ倍額となる相対賃金を払ったとされる<sup>(46)</sup>。

上記の弘前藩の区分も幕府の制を踏まえたものとみられ、御定賃金での使用制限数に収まる範囲が「定式遣」で、他が「頼入」なのである。この区分は、【表10】の津軽家通行時の馬数において、先触が

「定式伺済」、「御頼」、「不時御頼」で構成されていることとも符合する。

さて、その後、津軽家の行列は四月一日、六郷で昼休みを取り、通過した。通行後の五月、六郷駅は継立てた人馬数を次のように藩に報告している。

覚

御定式

人夫 二拾五人

馬 二拾五疋

右之通御座候

覚

人夫 百五拾壹人

但し御合鑑通

同 三拾三人

かし夫

合百八拾四人

馬 百五拾壹疋

右ハ御合鑑通

同 六疋

右ハかし馬

ノ百五拾七疋

右之通人馬奉継立候、別而当駅ニおいて迷惑願

無御座候、以上

合鑑の人夫一五一人、貸夫三三人(計一八四人)、合鑑の馬一五一匹、貸馬六疋(計一五七匹)を継立てたというのである。ちなみに刈

和野駅も「合鑑分」「貸夫(馬)」に分けた同内容の報告を出している。

この二つの史料からは、事前に触れられた先触数と、じっさいの継立数とが必ずしも一致しないことが知られ、ここでは継立数のほうが多かった。ただし合鑑数は三月に通知された一五〇人・一五〇匹におおむね一致している。その予告に沿って合鑑が発給され、それをこえた分が「貸夫(馬)」とされたのではないか。

合鑑を宿場に交付することは天明四年(一七八四)六月の幕府法令にみえ、同令では近年規定以上の人馬を要求されて宿場や助郷が困窮しているとして、継人馬については前日以前に宿割の家来を派遣して「印鑑」を宿々に渡し、それを持たない者には人馬を渡さないようにすること、また病気などで臨時に人馬を出すときはその印鑑に内訳を記入して宿役人に渡し、宿側の印鑑と照合して人馬を出し、その後家来がその印鑑を回収して賃金を払うこと、と定めている(47)。

よって、上記の合鑑というのは、人馬供出と賃銭勘定の管理のための道具であり、これも幕府の規定に沿ったものであった。

(二) 幕府の規定と先触人数

【事例二】文化九年秋田藩主通行

文化九年(一八一二)の秋田藩主出府のさい、二月二日に同藩から幕府の道中懸大目付・井上美濃守へ提出した書付に次のようにある(48)。

覚

出足当日朝遣 一、人足 式拾五人

同断 一、馬 式拾五疋

同断夕遣 一、人足 式拾五人

同断 一、馬 式拾五疋

出足前日朝遣 一、人足 式拾五人

同断 一、馬 式拾五疋

同断夕遣 一、人足 五人

同断 一、馬 拾五疋

出足前々日朝遣 一、人足 拾三人

同断 一、馬 拾三疋

同断夕遣 一、人足 五人

同断 一、馬 拾三疋

右者右京大夫来月中旬国元出足參勤仕候合御座候、逆茂御定通式拾五人式拾五疋二而者、旅行茂就迷惑仕候、去年御暇之御相伺御聞濟被成下候事故、何卒前条之通朝夕遣二相雇申度候間、此段御聞濟被成下度奉伺候、以上

二月十一日

佐竹右京大夫内

堀井勘治

即日御附札

書面之通朝夕二分、人馬繼立度旨承届候、追而先触届之節、何月幾日差図相濟候段、書加可被差出候

右によれば、幕府の二五人・二五匹という制限数を、当日・前日・前々日の朝と夕に分散し、合計九八人・一一五匹の繼立てを幕府に伺い、許可されている。先触人馬数は幕府の規定に沿いながらも、こうした計算でかさ上げされた数字であった。

### (三) 合鑑の使用例

【事例三】 文化一三年節姫通行

合鑑使用の実例について、ここで「節姫様御登御用取纏帳」(49)にみられる事例をみる。同史料は文化一三年四月に節姫(当時の藩主義厚の姉)が久保田から江戸へ登ったのに関する記録である。それによれば、出発前に①「御領内人馬札合鑑」、②「御領内不時人馬合鑑」、

③「人馬札」の雛形を作成し、郡奉行を通じて領内の九駅に一枚ずつ配布している。①②は合鑑印が捺され、③には捺されていない。③は家中が使用する人馬数に応じて家中にも配布しているから、もっぱら家中用の鑑札である。

①②③はみな領内用である。領外の、及位から千住にいたる各駅には、歩夫用と本馬用の「人馬焼印札」の雛形を送り、病気などで不時人馬を用いるときはこれに「不時」と書き入れるよう指示している。これを領内の場合と比較すると、領外の駅には①合鑑・②不時合鑑に値するものが送付されたが、③家中用の人馬札は送付されなかったとみられる。

この節姫通行の事例から、領内での宿継人足についていえば、①合鑑、②不時合鑑、③家中用の人馬札、という三種のあったことが分かる。これを前述の津軽家の例とあわせみると、合鑑人馬と、合鑑のない人馬という区別があったことになろう。後者は津軽家の例で「貸夫」「貸馬」とよばれていた。

### (四) 賃人馬

なお、節姫参府のさい、供の者が領内の宿駅で使用する賃夫・賃馬数、御用人馬数を、あらかじめ書き出させている。そして「御領内伝馬・賃夫・賃馬帳」なるものを町奉行・郡奉行へ配布している。これはおそらく宿駅にも配布されたであろう。

次の史料によれば、同様の帳簿は、参勤交代時にも宿駅に配布されたようである。

【事例四】 文政九年秋田藩主通行

屋形様御登

御領内伝馬并賃夫・同夫帳(トマヤ)

御領内宿割・同宿組帳 壱

右二冊

宿送ヲ以被仰渡候

三月六日到着 庄司小左衛門様・栗田定之丞様・岡田清蔵様、右御三方様より

(中略)

覚

一、惣人足 式百六拾八人 但六拾人増

内式百八人位 歩夫

六拾人位 賃夫

一、馬 式百八疋 但拾疋増

内百五拾七疋 伝馬

四拾五疋 賃馬

右之通此度相増候間、先ニ被相渡候夫伝馬帳江引合、相増候処相可申候、右人馬之内先登茂有之候間、右之通り宿に写取順達可被成候、戸島村より院内迄被遣可申候(後略)

戊三月十三日(50)

これは文政九年の秋田藩主参府にかかるもので、「伝馬并賃夫」を記した帳簿が各駅に配布され、それを参照して人馬を用意したことが分かる。また宿継人馬は、伝馬・歩夫と賃夫・賃馬に区別されている。この賃人馬は、次の事例によれば家中が雇う人馬と考えられる。

#### (五) 賃人馬と賃人馬

##### 【事例五】安政二年秋田藩主通行

安政二年(一八五五)五月の秋田藩主帰国(佐竹義睦の初入部)にさいして「戸島駅より院内駅迄役人中」に通知するよう送付された廻状に、次のようにある(51)。

郡方え

当御入部御供下之面々え御貸被下候人馬、惣して駅々え歩伝馬帳被相渡、

右帳面へ合鑑被指出候間、於駅々能々引合、可被相渡事

但臨時依願被御聞届之上被指出候儀有之候ハ、合鑑之肩へ不明(時カ)等相記候事

一、自分雇賃夫之儀も依願被御聞届申候、銘々賃夫・賃馬帳へ右同断之事、其外臨時馬指等え示談ヲ以指出候様之儀、堅く可被相禁候、併不得止賃夫・賃馬被相雇候儀も有之候ハ、是又被御聞届之上、右合鑑可相渡事

右之趣駅々役人共へ心得違無之様可被申渡候、以上

これは郡方あての通達であるが、参考のため宿駅にも触れられた。いずれも供をする家中の人馬使用に関する規定である。内容を整理すると次のとおりである。

① 供の者へ藩から貸す人馬については、あらかじめ各駅に渡した「歩伝馬帳」と合鑑を引き合わせて人馬を渡す。ただし臨時に願い出があれば許可のうえ合鑑に注記する(52)。

② 自分雇の賃夫の使用は許可を要し、各自の「賃夫・賃馬帳」へ賃人馬同様の手続きをおこなう。この帳簿はおそらく、家中が公用通行のさいに携行を義務づけられていたいわゆる「駄賃帳」を指すと思われる。

③ そのほか臨時に馬指などと示談で馬などを出すのは不可である。ただしやむをえない事情で賃夫・賃馬を雇うときは許可のうえ合鑑を発給する。

以上によれば、家中が使用する人馬に、①藩が貸す賃人馬と、②自分で雇う賃人馬があった。ここから、【事例四】にみえる賃夫・賃馬は家中が雇う人馬であったと考えられる。

また、①③いずれも合鑑を発給している。やむをえない事情で発給される臨時の合鑑もあり、これが「不時合鑑」と呼ばれるものである。

さて、以上の【事例一〜五】は、それぞれ用語も異なり統一的に理

解するのが難しいが、宿駅に大名側からどのような人馬の要請がなされたかという観点から次にまとめてみたい。

江戸後期には、秋田藩も幕府と同様、宿駅の疲弊対策として公用通行における人馬使用量の抑制を図っている。そのために合鑑が作成され、あらかじめ宿駅にも送付され、合鑑を持つ者だけが人馬を供された。ただし臨時に不時合鑑を発給することもあった。幕府の制によれば合鑑のない者に人馬を渡すことは禁ぜられていたが、弘前藩の事例によれば合鑑をこえる人馬も供されている。

また、秋田藩では、伝馬・歩夫と賃人馬を区別してあらかじめ宿駅へ知らせていた。【事例四】によれば後者は供の家中が自分で雇う人馬であった。

また【事例五】によれば、藩から供の者へ貸す賃人馬があり、これもあらかじめ帳簿に記して宿駅に通知された。賃人馬・賃人馬ともに、合鑑が発給され、帳簿と照合して人馬が渡された<sup>(53)</sup>。

このように、宿駅に要求される宿継人馬は、幕府の規定に従って合鑑人馬数があらかじめ通知されており、じっさいの継立人馬は合鑑、臨時追加の不時合鑑、家中が自分で雇う賃人馬、藩から貸し渡す賃夫などで複合的に構成されていた。

#### (六) 増人馬と添人馬

増人馬について、領内宿場の困窮への対策として触れられた天保一三年九月の秋田藩の法令に、諸士・寺院などの通行について「御定人馬之外、臨時増人馬請取申度ものは、駅々定賃錢え八増倍を以相払可申事」とある<sup>(54)</sup>。つまり増人馬とは臨時に使用する規定外の人馬のことで、それは定賃錢に割増しないと使用できなかった。よって、増人馬は規定人数をこえるか否かという観点からの呼称とみられる。

添人馬について、幕府は延享四年(一七四七)三月の法令で、「御朱印人馬之外、添人馬」を継立てることを問題とし、「無用之添人馬」を出させないよう令している。幕府の伝馬朱印に記された人数をこえ

るという意味であるから、これも増人馬と同様であろう。

幕府の人馬使用制限や合鑑使用の義務づけなどを踏まえて、大名の側では先触を届け出、使用する人馬数の許可を願うなどしていた。しかしながら規定人馬数を朝夕前後日に分けて全体数をかさ上げしたり、合鑑以外に人馬を利用したりと、通行する側はさまざまな手段で人馬を増やそうとした。そうした規制と実態とのズレが、本節でみたような各種の名目を派生させたと理解することができよう。

#### まとめ

最後に本稿で述べたことをまとめておく。

秋田藩には助郷が宿駅に人馬を供出する助郷制度があり、通常、秋田藩主の参勤交代・鷹狩、弘前藩主の参勤交代にあたって課役がおこなわれた。そのほか宿駅の常備人馬数では対応不可能な大規模な通行にさいし、宿駅が藩から許可をうけて実施した。限られたケースで実施される臨時の役であり、平時の役ではなかった。

天和期以前にはすでに助郷の指定がみとめられる。享保期にはそれまでの制度が再編され、各駅付属の助郷、各助郷の負担高と免除高、課役実施要領などを定めた「加伝馬・歩夫割帳」が領内十数駅に交付され、それが後代まで課役の基礎となった。

助郷には定助郷・加助郷などの区別はないが、主に遠方の村に一定の役免除が与えられた。助郷の指定は広範囲にわたる網羅的な様相を呈しており、宿駅近郷に限定された役とはみなし難い。

課役にあたっては、事前に先触が宿駅に到来し、藩の役人の関与のもとで宿駅ごとに加割割が決定され、負担すべき人馬数が助郷へ伝達された。

負担する助郷の側では、すでに享保期には代錢納が許可されており、歩夫の過半が代錢納された例もあり、代錢と正人馬を組み合わせて納付することもあった。正人馬であっても、つとめる者に村から賃金を

渡した例がみられ、賃銭勤めによる人馬の確保が広範におこなわれていたとみられる。

この助郷課役の大きな特徴は、適用対象がおもに参勤交代であったことである。そのため人馬の用途は、天保期の史料によれば、宿継人馬のほか、本陣などの施設整備、休泊地での雑役などが大きな割合を占めていた。羽州街道は五街道などにくらべ通行量が少なく、最も大規模かつ頻繁な通行は、領主自身の参勤交代であっただろう。そのため助郷役は、参勤にまつわる諸種の人馬役を包括する形態となった。

助郷に賦課する人馬数は、宿駅ごとに藩の役人と宿駅双方が関与して算定されたが、その費目や見積は宿駅によって大きな差異を生じた。天保一二年、藩はまちまちな費目を整理して人馬負担の基数を定め、負担の標準化を図り、それは幕末まで引き継がれた。ただし、その都度必要に応じて基数から割り引いたり割り増したりして課役数を決定しており、負担量の限定を目指すものではなかった。

以上、秋田藩の助郷制度の概要を述べたが、本稿はもっぱら享保期以降の概況把握にとどまるものである。近世前期の助郷制度の成立過程や、人馬を供出する村の状況など未検討の課題は多く、それらは今後の研究にまつこととしたい。

註

- (1) 『梅津政景日記』三(岩波書店、一九五五年) 一六九頁
- (2) 「久保田大町三丁目記録 永代帳」『新秋田叢書』一四、三一九頁
- (3) 『秋田県史』近世編上、一九二頁
- (4) 『国典類抄』一三、一九八頁
- (5) 「品々亀鑑」(美郷町学友館所蔵)は、六郷の駅場肝煎が職務に關する書類をまとめた手控えであり、近代の写しではあるが、宿駅業務について豊富な記事を含んでおり、享保度の「加伝馬・歩夫割帳」も収載している。享保一七年の横手については岩屋朝徳氏所蔵「平鹿郡横手加伝馬・歩夫割帳」所収の助郷一覽に依拠し

た。なお、「品々亀鑑」は、表題の左右に「六郷町郷土史料第七輯」「六郷町役場」と付記されており、巻尾には大正一二年に六郷町助役寺田千代竹氏所蔵本を写した旨のメモが記されている。体裁をみると、原本は二冊からなっていたとみられ、前半部は表紙に「安政四歳丁巳八月 御伝馬屋鋪駅馬方品々亀鑑」と記され、寛保二年(一七四二)一〇月から安政六年(一八五九)一二月までの記事を含み、裏表紙に「寺田喜左衛門利照」と名が記されている。後半部は表紙に「安政五歳戊午七月 駅場方品々記録」とあり、裏表紙は前者と同様で、寛文八年(一六六八)から安政六年九月までの記事を含んでいる。よって原本は安政四年から六年頃にかけてまとめられたものと思われる。また、同史料に含まれる安政六年一二月の賃銭値上げ願書には、連署した者のなかに六郷高野村の駅場肝煎寺田喜左衛門の名がみえる。同じく安政元年四月の賃銭値上げ願書には、駅場肝煎寺田貞吉の名がみえる。喜左衛門がいつ駅場肝煎に就任したかは不明だが、勤役中に過去の記録をまとめて編纂したものであろう。

- (6) 「品々亀鑑」に六郷・大曲・横手のものが収載されている。なお横手分は岩屋朝徳氏所蔵「平鹿郡横手加伝馬・歩夫割帳」に依拠した。これらの諸本を比較すると、史料中に助郷一覽と、簡条書きの助郷役実施規定とがあり、前者は当然ながら宿駅ごとに異なっているが、後者は細かな字句の異同をのぞけば同内容である。
- (7) 秋田県公文書館所蔵、請求番号A682-14
- (8) 『横手市史』史料編近世I(横手市、二〇〇七年)、六八〇頁
- (9) 秩父威仙「綴子村加伝馬歩夫割帳とその関連考(一)」(『鷹巣地方史研究』三一、一九九二年)所掲の写真より翻刻した。
- (10) 秋田県公文書館所蔵菊池文庫、請求番号54
- (11) 『横手市史』史料編近世I、一九三頁
- (12) 秋田藩主佐竹義厚は天保一一年四月一日に久保田を發つて参府しているから、三月というのは加郷割の割付実施を示すもので

あろう。一二年には四月二四日に江戸を發し帰国している。なお『佐竹家譜』下(東洋書院、一九八九年)一二三四頁、一二四〇頁による。

(13) なお、湯沢の人馬総数が極端に少ないのは、最下段にみえる錢での計上分を引いたためであろう。それは【表8】の横手のケースも同様で、全体で一一人の歩夫を計上しつつ、そのうち五六六人は錢割として差し引いている。助郷に錢納させて歩夫を雇ったのであろう。

(14) この史料で「御本触」「御向触」などと記しているのは先触のことである。秋田藩では向触と表記することが多いのだが、「向」は「さき」という意味でも用いられ、苗字の向山のごとく「さき」と読むことがある。「本触」は「元触」と表記されることもあり、「もとぶれ」と読んだのであろう。

(15) 「久保田大町三丁目記録 永代帳」『新秋田叢書』一四、四〇五頁

(16) 『太田町郷土史資料』三、四六三頁

(17) 『横手市史』史料編近世Ⅰ、六七七頁

(18) 小西健介「史料紹介 駅場日記」(『六郷の歴史』四、六郷町町史編纂委員会、一九七五年)二三頁

(19) 秋田県公文書館所蔵「屋形様義厚公御入部記録」第二冊上、請求番号AS209-127

(20) 『横手市史』史料編近世Ⅰ、六八六頁

(21) 註(19) 所掲史料による。

(22) 『横手市史』史料編近世Ⅰ、五三七頁

(23) 宿駅に触れた天保一三年九月の法令に「私状賃錢附を以仕送候分、本街道は格別、横通り入在等えは可成丈ケ斟酌不指出候様可致事」とある(『横手市史』史料編近世Ⅰ、七三〇頁)。

(24) 寛政二年八月の法令で、久保田城の二ノ丸を百姓・町人などが「横通往来」しないよう定めており、翌三年四月の町触では城中八幡神社などの祭礼時には「百姓・町人に至まで参詣之男女、二ノ

丸横通り往来被指免」とある。これは文字通り横切るという意味と解されるが、不正規な通行一般をさして横通りと呼んだ可能性もあろう(『秋田藩町触集』上、四〇七頁、四二六頁)。

(25) 「久保田大町三丁目記録 永代帳」『新秋田叢書』一四、三八二頁

(26) 下されるといふのは恩賜的なニュアンスである。ほんらい命じられて供出するものを、なぜ下されると表現するのか。前掲の「加伝馬・歩夫割帳」によれば、宿駅の過剰割付が懸念されており、そのためか藩の役人も加郷割に関与していた。よって、宿駅は独自の判断で割付数を大幅に増やすことはできない環境にあった。いっぽう駅からみれば、多くの人馬を集めたほうが人馬の差配に余裕が生じる。そのような状況下、藩が員数を公認して割付をみるとめれば、宿駅は割付の大義名分を得ることになる。そのため下されると表現されたのであろう。

(27) 次掲の史料は、安政三年(一八五六)五月の秋田藩主参勤時、六郷の駅場役人が提出した文書である。これによると、六郷通行時に供の小人が合鑑夫(第六節参照、藩から鑑札を渡され使用を認められた人夫)四人の「錢直」を要求し、さらに貸夫馬を要求したため、宿駅側は夫四人の代錢五貫文と貸夫二人を提供している。

乍恐御尋二付奉申上候御事(岩屋朝徳氏所蔵文書 傍線筆者)

御通行御当日、三番御小人衆宿より役人可指遣申来候二付、御用向御宿を以可被仰遣申候候、亭主申条二ハ私往来致候へは跡は女共斗二而致方無之、役人立呉候趣二御座候間、役人代米町久太郎と申者指遣候處、御合鑑夫四人錢直二致、外二夫三人・馬壹疋貸呉候趣申来候故、歩行夫直之儀は承知仕候へとも、貸夫馬之儀は御合鑑通御継立仕候上二無之候而ハ致方無之申遣候、右之儀久太郎委曲申上候處、夫ハ表方之挨拶二も可有之、拙者共時々往来之節、駅場え貸馬等も有之事故、相互(相互)ニ慈愛を以致候様可申聞御申二付、立歸り右之趣委曲申談し、夫四人直之代五貫文、貸夫式人同道致、宿元え罷出候(後略)

- (28) 「久保田大町三丁目記録 永代帳」『新秋田叢書』一四、四一七頁
- (29) 「見込」の数字があることにより、この天保一年の史料が実例ではなく見積もりを示したものとみるむきもあるかも知れないが、通行日以前に加郷割をおこなうにあたり、先触に記されていない「前後荷物」などの所要人馬数は見込みで割りつけるほか無かつたであろう。
- (30) 『太田町郷土史資料』三、四六七頁
- (31) 秋田県公文書館所蔵「屋形様義厚公御入部記録」第七冊上、請求番号AS209-127
- (32) 秋田県公文書館所蔵「参勤道中手控」、請求番号AS209-226
- (33) 『太田町郷土史資料』三、四六二頁
- (34) 同、五二三頁
- (35) 『佐竹家譜』下（東洋書院、一九八九年）一二二九頁
- (36) 『太田町郷土史資料』一〇、三三一頁
- (37) 『横手市史』史料編近世Ⅰ、三〇一頁
- (38) 『太田町郷土史資料』一〇、三三五頁、三三七頁
- (39) 『横手市史』史料編近世Ⅰ、三二八頁
- (40) ちなみにこのときの負担比率は一〇〇石につき馬三・四四匹、歩夫〇・五〇二人とされている。三本柳村の高は四八二石であるから、右の比率を掛け合わせると人馬触の通りの人馬数を得る。
- 『横手市史』史料編近世Ⅰ、一〇七頁
- (41) 『横手市史』史料編近世Ⅰ、一三六頁
- (42) 同、一四六頁
- (43) 『秋田県史』資料編近世上、一〇九六頁
- (44) 『横手市史』史料編近世Ⅰ、六九一頁
- (45) 註(18) 前掲論文、二二―二四頁
- (46) 児玉幸多『近世交通史の研究』（筑摩書房、一九八六年）六八頁
- (47) 『御触書天明集成』六九〇頁

(48) 秋田県公文書館所蔵「色々合冊」、請求番号AS312-26-1

(49) 『太田町郷土史資料』八下所収

(50) 註(18) 前掲論文、二二頁

(51) 『横手市史』史料編近世Ⅰ、七四六頁

(52) 秋田藩で慶長一五年の参府において馬添衆に人馬を貸したことが『梅津政景日記』にみえる（同書二、二〇〇頁）から、参勤の供へ人馬を貸すことは古くからあった。ただしそれが宿駅から供出されたか否かは不明である。

(53) なお、【事例二】で弘前藩人数は合鑑と貸人馬からなっていた。後者は【事例五】と同様、藩が家中に貸す人馬とみなせるだろうか。【事例三】によれば家中人馬札は領外では発給されず、したがって合鑑以外ということになり、これは【事例一】の合鑑外人馬（＝貸人馬）と同様である。こうした類似点からみて、弘前藩の貸人馬は秋田藩と同様、家中に藩から貸し渡される人馬であった可能性がある。

(54) 『横手市史』史料編近世Ⅰ、七二九頁

#### 付記

本稿の執筆にあたり、岩屋朝徳氏と美郷町学友館の塙観量氏に史料の利用上便宜をいただいた。記して謝意を表したい。